

令和6年度厚木市市民協働推進委員会第1回会議次第

日時 令和6年9月11日（水）午前10時から
場所 厚木市役所 第二庁舎 11階会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 案 件

（1）令和6年度厚木市市民協働推進委員会の開催予定について 資料1

（2）令和7年度市民協働提案事業の第二次審査について 資料2～5

（3）提案団体への事前質問について 資料2～5

4 その他

5 閉 会

市民協働推進委員会委員名簿

【任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日】

No.	役職	名前	所属団体等	就任期間
1	委員長	石川 忠	東京農業大学農学部 生物資源開発学科 教授	3期 (令和元年6月1日～)
2	職務代理	三角 夕紀	厚木市ボランティア 相談員	1期目 (令和5年6月1日～)
3	委員	岡本 剛介	一般社団法人 厚木ぐるっと 理事	3期 (令和元年6月1日～)
4	委員	袖澤 良春	睦合北地区地域づくり 推進委員会	1期目 (令和5年6月1日～)
5	委員	古茶 一英	公募による市民	1期目 (令和5年6月1日～)
6	委員	徳島 小百合	公募による市民	2期目 (令和3年6月1日～)
7	委員	横本 久	公募による市民	1期目 (令和5年6月1日～)

令和 6 年度厚木市市民協働推進委員会の開催予定

第 1 回会議 令和 6 年 9 月 11 日（水）

- 案件 1 令和 7 年度市民協働提案事業第二次審査について
- 2 提案団体への事前質問について

第 2 回会議 令和 6 年 10 月 3 日（木）

- 案件 1 市民協働提案事業第二次審査
- 2 市民協働提案事業第二次審査の結果について

第 3 回会議 令和 6 年 11 月

- 案件 1 令和 5 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について

第 4 回会議 令和 6 年 12 月

- 案件 1 令和 5 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について

第 5 回会議 令和 7 年 1 月 【予備日】

- 案件 1 令和 5 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について

令和 7 年度実施 厚木市市民協働提案事業 応募の手引き

事前相談期間 4月15日(月) ~ 5月31日(金)

厚木市 市民交流部 市民協働推進課

目 次

市民協働事業提案制度とは	1
提案に当たっての注意事項	1
1 対象団体	1
2 対象事業	1
3 事業実施期間	2
4 経費負担額	2
5 対象経費	4
6 提出書類	5
7 応募方法	5
8 審査	6
9 実績報告	7
10 その他	7
11 スケジュール(予定)	8
厚木市市民協働事業提案制度実施要綱	9
厚木市市民協働事業提案制度審査基準	14
提案書類記入例	17

市民協働事業提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

提案に当たっての注意事項

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- ご提案いただいた事業の実施年度は、翌年度（令和7年度）となります。
令和7年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要となります。
- 公正性や透明性を確保するため、ご提出いただいた書類については、個人情報を除き、ホームページ等により公開させていただきます。

1 対象団体

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

- (1) 活動拠点が厚木市内にあること。
- (2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。
- (3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

ただし、次のいずれかに該当する市民活動団体は、対象になりません。

- (1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
- (2) 代表者又は役員が厚木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員である団体

2 対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業
- (6) 継続及び発展が期待できる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求める事業
- (7) 市民協働提案事業の実施年度に、国や他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- (8) 市民協働提案事業の実施年度に、この制度以外の本市の補助金等の交付を受ける事業
- (9) 市民協働提案事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的や内容が同じ事業

3 事業実施期間

事業の実施期間は、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）です。

ただし、令和7年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要です。

4 経費負担額

経費負担額（市負担金）は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額の100%以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の90%以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の80%以内の額	160万円

算出した経費負担額と事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える（収入＞支出となる）場合は、その超える額を経費負担額から控除します。

事業に係る収入とは、次のようなものです。

- (1) 事業の一環として実施するバザー等の収益金
- (2) 事業への参加者負担金、参加費等
- (3) 事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等

算出した経費負担額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

- 予算がかからない事業や少額の事業も対象となります。
- 市負担金は、原則として分割で交付します。
- 事業を中止した場合や事業実施後に余剰金が発生した場合は、市負担金を返還していただきます。
- 収入・支出に係る帳簿や領収書は、事業実施後に提出していただきますので、必ず保管してください。詳細については、P 7をご確認ください。

5 対象経費

対象事業に要する経費のうち、支援の対象となる経費とその基準は、次の表のとおりです。

項目	基準
報償費	講師、指導者、協力者等への謝礼 スタッフへの謝礼は対象外 [基準] 2 時間程度の講演会、講習会の場合 国又は地方公共団体の職員：上限7,000円 / 時間 大学の教授・准教授・講師、民間会社又は各種団体の職員 ：上限10,000円 / 時間 、 以外に対する謝礼については、協議により決定します。
人件費	事業に直接携わるスタッフの人件費（事業当日に限る。） [条件] 、 をいずれも満たすこと 1 人当たり上限3,000円 / 日 人件費を除く対象経費の10%以内
消耗品費	文具、用紙、材料等の購入費 （短期間の使用によって、性質又は形状を失い、使用できなくなるもの）
印刷製本費	ちらし・ポスター等の印刷・コピー代
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械借上料、空き店舗・空き家の賃借料 スタッフへの賃借料は対象外
光熱水費	施設の電気・水道・ガス使用料
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
食糧費	講師等の飲物代、食事代 スタッフへの飲物代等は対象外 [条件] 1 人当たり上限1,000円 / 日
備品購入費	備品の購入費 （長期にわたって性質又は形状を変えずに使用できるもの） [条件] 、 をいずれも満たすこと 事業の立ち上げ若しくは拡大に伴う新規購入又は故障等により使用できなくなり、更新しなければ事業が成り立たないもの 単価 3 万円未満の物品

- 支援の対象となる経費は、事業に直接必要となるものに限ります。
- 人件費を除き、団体の構成員に対する支出は、支援の対象になりません。
（構成員に対する講師謝礼、飲物代等、構成員が所有する物品に対する賃借料など）
- 表に記載されていない経費のうち、事業実施に不可欠な経費については、協議により対象の可否を決定します。
ただし、広告宣伝費や宿泊費、保険料、予備費などは対象になりません。

6 提出書類

応募に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）
- (2) 企画書（第2号様式）
- (3) 事業スケジュール（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 役員等氏名一覧表（第5号様式）
- (6) 団体の会則等
- (7) 団体の会員名簿
- (8) 団体の会計書類

各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > 市民協働事業提案制度 > 【令和7年度実施】市民協働提案事業のご案内]

また、応募される団体は、市民活動団体登録を行ってください。

登録に当たっては、厚木市市民活動団体登録申請書等の必要書類を提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > ボランティア・NPO > 市民活動団体登録制度]

7 応募方法

応募には必ず事前相談が必要です。提案を希望される方は、市民協働推進課（電話 046-225-2141（直通））までご連絡ください。

- (1) 事前相談期間 令和6年4月15日（月）から5月31日（金）まで
- (2) 書類提出期限 令和6年6月14日（金）まで

8 審査

ご提案いただいた事業については、第一次審査と第二次審査を行い、採択を決定します。

(1) 第一次審査【書類審査】

市の担当課、関係課等の意見等を参考に、市民協働事業選考委員会（市職員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	着眼点
1	公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
2	市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
3	協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
4	新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
5	実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
6	継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

(2) 第二次審査【プレゼンテーション審査】

第一次審査で適当と認められた事業について、提案団体がプレゼンテーションを行い、市民協働推進委員会（外部委員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	審査のポイント
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働提案事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待できるか。
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
6	団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

詳細については、P14「厚木市市民協働事業提案制度審査基準」をご確認ください。

9 実績報告

事業が完了した日又は年度が終了した日のいずれか早い日から 30 日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民協働事業実績報告書（第 8 号様式）
- (2) 収支決算書（第 9 号様式）
- (3) 収入・支出についての帳簿、領収書等の写し、その他証拠書類

帳簿や領収書については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後 5 年間（令和 13 年 3 月まで）保存してください。

領収書等の写しの提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- レシートの写し（支払先、支払日、支払内容、支払金額が分かるものに限る。）も有効です。
- 領収書やレシートの写しは、支出科目（報償費、消耗品費など）別に整理して提出してください。
- 次のような領収書等は無効です。

領収書の但し書が「品代」など、支払内容の詳細が不明なもの

購入品、単価、数量などの明細が分かるレシート等を添付してください。

事業に無関係な商品等が混在しているもの

宛名が提案団体名でないもの

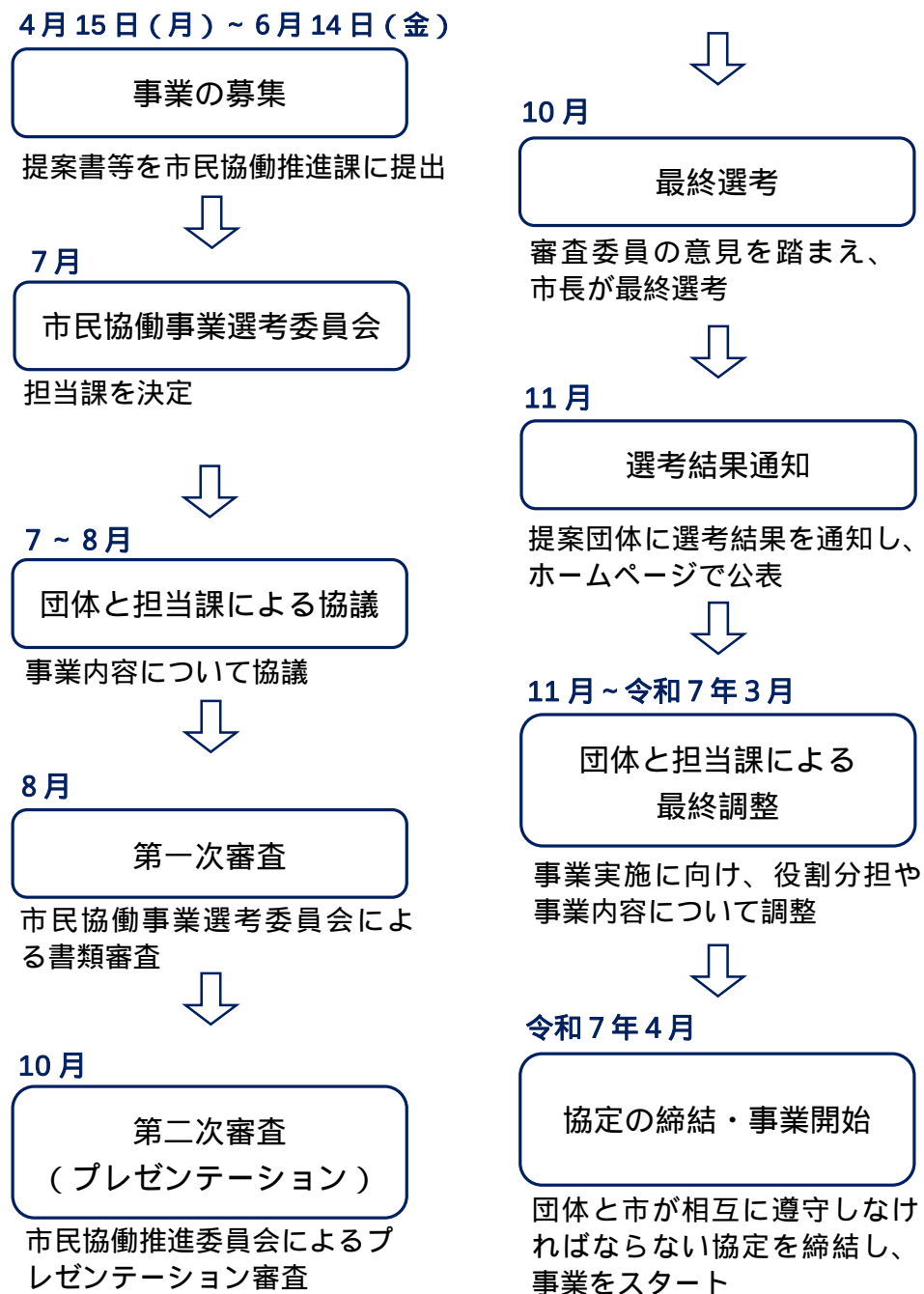
日付が事業実施期間外のもの

10 その他

- (1) ちらしやポスターを作成する場合は、「厚木市市民協働提案事業」と明記してください。
- (2) 活動状況を把握するため、厚木市市民協働推進委員会の委員が活動現場を見学させていただく場合があります。

11 スケジュール（予定）

募集から事業実施までのスケジュールは、次のとおりです。



厚木市市民協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、厚木市市民協働事業提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働事業 次のいずれかの事業をいう。

ア 市民提案型事業 市民活動団体自ら企画提案を行う市民協働事業

イ 行政提案型事業 市長等があらかじめ示したテーマ、計画、事業等の概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う市民協働事業

(2) 市民活動団体 条例第2条第3号に掲げる市民活動団体をいう。

(提案団体の要件)

第3条 市民協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 活動拠点が市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する市民活動団体は、提案することができない。

(1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団

(2) 代表者又は役員のうち厚木市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当する者があるもの

(対象となる事業)

第4条 市民協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市長等が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であること。

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であること。

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することによ

り相乗効果が期待できる事業であること。

(4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であること。

(5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することが可能な事業であること。

(6) 継続及び発展が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求めるもの

(7) 市民協働事業の実施年度において、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けているもの

(8) 市民協働事業の実施年度において、この要綱以外の要綱その他の規程による本市の補助金等の交付を受けているもの

(9) この要綱に基づく市民協働事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的又は内容を同じくするもの

（実施期間）

第5条 市民協働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができる。

（事業の提案）

第6条 市民協働事業を提案しようとする市民活動団体は、厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 企画書（第2号様式）

(2) 事業スケジュール（第3号様式）

(3) 収支予算書（第4号様式）

(4) 役員等氏名一覧表（第5号様式）

(5) 市民活動団体の会則等、会員名簿及び会計書類

(担当課の決定)

第7条 市長は、前条の規定により市民協働事業の提案書類を受理した場合は、当該市民協働事業の担当課等を決定し、提案した市民活動団体に厚木市市民協働事業担当課決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(市民協働事業選考委員会)

第8条 市長は、提案された市民協働事業の書類選考等を行うため、厚木市市民協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、市職員をもって構成し、対象となる事業に係る市の担当課、関係課等の意見及び評価を参考に、第一次審査を行うものとする。

(市民協働推進委員会)

第9条 条例第11条に規定する厚木市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、前条第2項の規定による第一次審査で適当と認められた事業について、第二次審査を行い、その結果について、市長に意見を述べるものとする。

(事業の採択)

第10条 市長は、推進委員会の意見を踏まえ、市民協働事業として採択又は不採択を決定したときは、その旨を厚木市市民協働事業採択結果通知書（第7号様式）により、提案した市民活動団体に通知するものとする。

(経費負担)

第11条 市長は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、市民協働事業の経費を負担することができる。

(協定書の締結等)

第12条 市長は、市民協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体と協定を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、市民協働事業の実施期間中において、当該市民協働事業を実施する市民活動団体の構成員から、当該市民協働事業の進捗状況について聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(報告書等の提出)

第14条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業が完了した日又は当該市民協働事業の実施に係る市の会計年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、厚木市市民協働事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 当該市民協働事業に係る帳簿及び領収書等の写し並びにその他収入及び支出についての証拠書類

(成果)

第15条 市長は、前条に規定する厚木市市民協働事業実績報告書等の提出を受けたときは、その成果について公表するものとする。

(書類の整備等)

第16条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該市民協働事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第11条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による1年目の提案がなされたものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度に第6条の規定による3年目の提案がなされたものについては、別表3年目の項中「支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額」とあるのは「支援対象経費の合計額以内の額」に、「160万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の90パーセント以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額	160万円

備考

- 1 「支援対象経費」とは、次に掲げる経費のうち、市民協働事業の実施に必要であると市長が認める経費をいう。
 - (1) 報償費
 - (2) 人件費
 - (3) 消耗品費
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 光熱水費
 - (7) 通信運搬費
 - (8) 食糧費、備品購入費その他市長が必要と認める経費
- 2 当該市民協働事業に係る収入と経費負担額の合計額が当該市民協働事業に要する経費の合計額を超える場合は、その超える額を経費負担額から控除する。この場合において、市民協働事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市民協働事業の一環として実施するバザー等収益金
 - (2) 市民協働事業への参加者負担金及び参加費等
 - (3) 市民協働事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等
- 3 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

厚木市市民協働事業提案制度審査基準

1 目的

この基準は、厚木市市民協働事業提案制度（市民提案型事業・行政提案型事業）に提案された市民協働事業について、採択又は不採択とすべき事業を審査するための基準を示したものである。

2 審査方法

- (1) 第一次審査 市の担当課、関係課等の意見等を参考に厚木市市民協働事業選考委員会が行う書類による審査
- (2) 第二次審査 第一次審査で適当と認められた事業について厚木市市民協働推進委員会が行うプレゼンテーションによる審査

3 第一次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について4段階評価で採点するものとする。

項目	着眼点
公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

【配点基準】

評価	高く評価できる	評価できる	評価できるが検討を要する	評価できない
点数	4	3	2	1

- (2) 採点する委員は、厚木市市民協働事業選考委員会委員のうち、事業を主管する課長を除く委員とする。
- (3) 各委員の審査は、24点満点とし、15点以上を可とする。

- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、厚木市市民協働事業選考委員会として、可否について協議するものとする。
- (5) 第二次審査に進むべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 第二次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について5段階評価で採点するものとする。

項目	審査のポイント
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待できるか。
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

【配点基準】

評価	非常に 評価できる	十分に 評価できる	評価できる	評価できるが 不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

- (2) 各委員の審査は、30点満点とし、18点以上を可とする。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の審査から外れるものとする。
- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、市民協働推進委員会として、採択の可否について協議するものとする。
- (5) 採択すべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 審査結果

第二次審査後の委員による審査結果の取りまとめについては、非公開とする。

6 審査結果の公表

事業の審査結果は、審査結果意見書として、ホームページで公開する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）



厚木市市民協働事業提案書

令和6年4月19日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団 体 名 あつぎ○○○の会

代 表 者 名 厚木 太郎

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	○○○○○事業		
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業		
3 提案年数	☒ 1年目 ☐ 2年目 ☐ 3年目		
4 事業概要	厚木市内では、現在・・・・・・が・・・・・・である。 そのため、・・・・・・を・・・・・・する必要があり、・・・・・・を対象として・・・・・・を・・・・・・するのため、・・・・・・を実施する。 事業の目的や内容を分かりやすく簡潔に記載してください。		
5 事業実施期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで		
6 事業費総額	319,400円	●	(P21) 収支予算書(支出の部)の合計(c)の額
7 市が負担する額	221,000円	●	(P21) 収支予算書(収入の部)の市負担金(A)の額
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他（ ） ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿		
9 担当者連絡先	氏 名 厚木 花子 電話番号 046-225-2141		

企画書

第一次審査と第二次審査の審査項目を確認し、全ての項目を網羅するように意識しながら記載してください。

1 事業の分野	☒ 保健・医療・福祉 ☐ まちづくり ☐ 環境保全 ☐ 地域安全 ☐ 国際協力 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ☐ 社会教育 ☐ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☐ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化 ☐ 経済活動 ☐ 消費者 ☐ その他
2 事業の目的・必要性	・・・について、厚木市内では、・・・が・・・という状況にある。 こうした状況を改善し、・・・環境をよりよくするためには、・・・を・・・し、・・・していく必要がある。
3 事業の内容	・・・を・・・するため、・・・のノウハウを生かし、・・・を対象に月に1回・・・を実施する。 また、・・・を・・・のため、・・・の方法により・・・を開催する。
4 実施場所	あつぎ市民交流プラザ、市内公民館
5 期待される効果・成果	・・・を・・・することにより、・・・が・・・となることを期待でき、・・・を・・・することができる。
6 役割分担	提案者の役割 ・・・の企画・運営 ・・・の作成 市の役割 ・・・の周知 ・・・の会場の確保
7 自主財源確保に向けた取組	参加者の意見を・・・で把握し、2年目から適正な参加費を徴収するとともに、協力団体・企業を募り、・・・を確保することにより、自主運営に移行する。

どのような地域課題があるのか、なぜこの事業を実施する必要があるのかを具体的に記載してください。

事業の対象や実施回数・頻度、実施方法、市民活動団体の特性などを含め、事業内容を具体的に記載してください。

市と協働で事業を実施することにより、どのような効果や成果が期待できるか記載してください。

事業を実施するに当たり、想定される団体の役割と市に期待する役割を記載してください。

市民協働提案事業としての実施が終了した後、団体の事業として継続していくための財源確保に向けた考え方を記載してください。

令和7年度から令和10年度までの
事業計画と収支計画を記載してく
ださい。

8 事業計画
収支計画

令和7年度	事業内容	・・・の実施 ・・・の開催 ・・・を・・・するための検討
	収支予算	・収入 304,400円 - うち市負担金 206,000円 - うち自主財源 30,000円 - 内訳 ○○団体負担金 30,000円 ・支出 304,400円
	事業内容	・・・の実施 ・・・の開催 ・・・の試験的導入
	収支予算	・収入 円 - うち市負担金 円 - うち自主財源 円 - 内訳 ○○○ 円 ○○○ 円 ・支出 円
	事業内容	・・・の実施 ・・・の開催 ・・・の導入
	収支予算	・収入 円 - うち市負担金 円 - うち自主財源 円 - 内訳 ○○○ 円 ○○○ 円 ・支出 円
	事業内容	・・・の実施 ・・・の開催 ・・・の導入による効果の検証
	収支予算	・収入 円 - 内訳 ○○○ 円 ○○○ 円 ・支出 円

予定している年間スケジュール
をできる限り詳細に記載してく
ださい。

事業スケジュール

時期	内容
4月	
5月	・・・の開催（あつぎ市民交流プラザ）
6月	
7月	
8月	
9月	・・・の開催（依知北公民館）
10月	【通年】 ・・・の実施
11月	
12月	
1月	・・・の開催（愛甲公民館）
2月	
3月	

第4号様式（第6条関係）

負担率は提案年数によって異なります。

1年目：100%（上限200万円）

2年目：90%（上限180万円）

3年目：80%（上限160万円）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		221,000	221,000 円 × 100%
事業収入	〇〇団体負担金	30,000	
	小計(B)	30,000	
団体負担金等(C)		68,400	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		319,400	

（支出の部）の支援対象経費の小計(a)に負担率を乗じた額

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	90,000	〇〇ワークショップ講師謝礼@50,000 円(3時間) × 3 回（うち@10,000 円 × 3 時間 × 3 回）
	人件費	15,000	@500 円 × 10 人 × 3 回
	消耗品費	20,000	資料用コピー用紙(2,500 枚入り)@4,000 円 × 5 箱
	印刷製本費	60,000	ちらし印刷代@3 円 × 5,000 部 = 15,000 円 ポスター印刷代@50 円 × 300 部 = 15,000 円 資料印刷代@100 円 × 100 部 × 3 回 = 30,000 円
	通信運搬費	36,000	参加者宛て通知郵送料@120 円 × 100 人 × 3 回
	小計(a)	221,000	
支援対象外経費	報償費 (団体負担)	60,000	〇〇ワークショップ講師謝礼@50,000 円(3時間) × 3 回（うち 150,000 円 - 90,000 円）
	食糧費	30,000	〇〇ワークショップ参加者用飲物代@100 円 × 100 人 × 3 回
	保険料	8,400	@28 円 × 100 人 × 3 回
	小計(b)	98,400	
合計(c)=(a)+(b)		319,400	

(P4)対象経費の項目名ごとに記載してください。

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

令和 6 年 4 月 19 日現在

[illegible]

ふれあいの家庭づくり
ふれあいの地域づくり
ふれあいのまちづくり



「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいがふれる厚木市をつくっていきましょう。

厚木市 市民交流部 市民協働推進課（第二庁舎 3 階）

【所在地】 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

【電 話】 046（225）2141（直通）

【F A X】 046（221）0260

【E-mail】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

令和7年度市民協働事業提案一覧

資料 3

No.	新規/継続	団体名	事業名	事業概要	事業費総額(円)	市負担金(円)
1	継続 (3年目)	一般社団法人あつぎ市民発電所	カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト2025	2023年度にあつぎ気候市民会議で作成した脱炭素市民アクションプラン(AP)実践のため設立した、「カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト(CNあつぎ未来PJ)」で脱炭素社会実現の事業を継続する。 APの普及定着活動の展開、具体的なアクションの実践及び支援、地域内外の情報交流などを通じて、2030年CO2排出半減・2050年CNの実現を目指す。進捗評価を行い、必要があればアクションプランの見直しや追加を検討する。	1,000,000	800,000
2	継続 (2年目)	あつぎ夢プロジェクト	あつぎ夢プロジェクト	すべての年齢の者に対し、自身の日頃の練習を発表する場の提供を行う。 特に高齢の方に対しては、発声等による健康維持講座や知識の習得、子どもに対しては文化・芸術への理解を深め、文化的技術の継承や新技術の習得を狙った生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。	2,715,000	1,800,000
3	継続 (2年目)	一般社団法人あつぎものしり委員会	厚木かるた大会	「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをする	2,000,000	1,800,000
4	継続 (2年目)	厚木ハーモニカ委員会	ハーモニカのまち厚木	厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故岩崎重昭氏の意思を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おく点において、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち(小学生)を始めとする市民の皆さんに、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演や音楽祭等を実施する。	4,200,000	1,800,000
5	継続 (2年目)	特定非営利活動法人多言語広場CELULAS	多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業	1、小学校での出前国際理解授業の実施—留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、違いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業— 2、公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催 3、外国につながるの児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める	160,000	110,000
6	新規	厚木市体操協会	トッパスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く	1,790,000	1,490,000
7	新規	あつぎストリートフェス実行委員会	あつぎストリートフェス	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。	2,110,000	1,810,000

No.	新規/継続	団体名	事業名	事業概要	事業費総額(円)	市負担金(円)
8	新規	厚木まゆの会	ダンスに眠る帯や着物を活かしたりメイク活動(SDGs)	日本の伝統衣装でありながら、日常的に着る機会がなくなった着物や帯はいまや大量に焼却処分されているのが現状です。 「厚木まゆの会」は、高齢化がすすむ「裁縫好き」な市民と、「着物や帯の文化」を愛する幅広い年代の市民と一緒に活動しながら、ダンスに眠ったままの着物や帯を持ち寄り、ポーチや小銭入れ・ポシェットなどの小物やバッグを製作し、厚木市内のマルシェで販売していく事業です。 古くから、横浜までの絹糸を運ぶ「シルクロード」として栄えた厚木に眠る着物や帯の美しさと、手仕事の楽しさを市民の皆さんと再発見し、生きがいづくり・居場所づくりに繋げるのはもちろんのこと、地域の資源である着物や帯を捨てずに活かすSDGsを同時に実現します。	516,500	411,900
9	新規	舞い星(マイスター)	『At Atsugi』よさこいで厚木の活性化・PR事業(仮称)	市制70周年に合わせ、よさこい踊りの新しい演舞曲『厚木ソーラン(仮称)』を作成し、市内外を問わず各地域のイベントで舞い星が演舞することにより、お客様と共に楽しさ・感動を分かち合い、厚木が更に煌めく元気ある楽しい街として全国に発信できればと思います。(尚初年度後半以降は募集人数含め各地域のイベント出場、また市内各小中学校に振り落とし、R8年度以降の運動会などの行事に行われる、よさこい及びダンス披露の場面で『厚木ソーラン(仮称)』を演舞してもらうことを望んでおります)	2,000,000	2,000,000

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
2024年 5月 23日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地 XXXXXXXXXX	
団 体 名 一般社団法人あつぎ市民発電所	
代 表 者 名 遠藤睦子	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト2025
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☐ 2年目 ☒ 3年目
4 事業概要	2023年度にあつぎ気候市民会議で作成した脱炭素市民アクションプラン（AP）実践のため設立した、「カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト（CNあつぎ未来PJ）」で脱炭素社会実現の事業を継続する。 APの普及定着活動の展開、具体的なアクションの実践及び支援、地域内外の情報交流などを通じて、2030年CO ₂ 排出半減・2050年CNの実現を目指す。進捗評価を行い、必要があればアクションプランの見直しや追加を検討する。
5 事業実施期間	2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで
6 事業費総額	1,000,000円
7 市が負担する額	800,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 事業スケジュール ☒ 収支予算書 ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会則等 ☐ 団体の会員名簿 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他（ ）
9 担当者連絡先	氏 名 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX

企画書

1 事業の分野	☐ 保健・医療・福祉 ☒ まちづくり ☒ 環境保全 ☐ 地域安全 ☐ 国際協力 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ☐ 社会教育 ☐ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☐ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化社会 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 消費者保護 ☐ その他（ ）
2 事業の目的・必要性	2030年CO ₂ 排出半減・2050年CN達成のため、2024年度設立した「CNあつぎ未来PJ」で、市と協働しながら市民の立場での普及啓発および定着活動を展開し、脱炭素社会形成を推進していくことが必要である。 市民による活動や、市政の取組みの進捗を市民に見えるようにすることが必要である。
3 事業の内容	・脱炭素市民アクションプランの普及啓発：一般市民を対象にした講演会や学習会、ワークショップ等、学校・大学等での環境教育、事業者との連携的普及活動の働きかけ ・アクションの実践活動：個別プロジェクトの推進・支援 ・地域内外の市民や関係者と交流し、活動を広く深く定着 ・活動の進捗や効果を評価し、加速が必要との判断になれば追加アクションの検討
4 実施場所	厚木市内の公共施設など（およびオンライン活用）
5 期待される効果・成果	あつぎ気候市民会議に参加した市民やスタッフの有志と継続的につながりながらアクションを展開することで、より広い市民への普及定着が期待できる。多様なステークホルダーへの協力の呼びかけができる。結果として厚木市全体のCO ₂ 排出削減を加速させる効果が期待できる。
6 役割分担	提案者の役割 市民の立場で普及定着活動を担う組織を運営し、関わる市民メンバーを増やす。また事業者や学校などとも市民の立場から協力関係を築く。 活動計画立案と実践。活動記録作成、効果評価、会計管理。 市の役割 講演会、ワークショップ、アクション実践などの活動支援（宣伝、会場提供） 「脱炭素市民アクションプラン」の施策への反映や、地球温暖化対策実行計画及びCNロードマップの進捗状況、行政計画見直しなどについての情報提供。
7 自主財源確保に向けた取組	市の経費負担額で不足する部分は自己資金および民間の助成金に応募する。

8 事業計画 収支計画	2025年度	事業内容	普及・定着活動の継続 「脱炭素市民アクションプラン」の 進捗調査・評価→評価報告書～2030 目標達成＝カーボンハーフに必要な 追加アクション検討
		収支予算	・収入 1,000,000円 うち市負担金 800,000円 うち自主財源 200,000円 内訳 自己資金・助成金200,000円 ・支出 1,000,000円
	2026年度	事業内容	普及・定着活動の継続 状況に応じた目的や予算規模に見合 う方法、内容での市民会議（2030カ ーボンハーフ作戦会議、生物多様性 ・ネイチャーポジティブ等）
		収支予算	・収入 3,000,000 円 うち市負担金 0 円 うち自主財源 3,000,000 円 内訳 自己資金・助成金 3,000,000 円 ・支出 3,000,000 円
	2027年度	事業内容	普及・定着活動の継続
		収支予算	・収入 2,000,000 円 うち市負担金 0 円 うち自主財源 2,000,000円 内訳自己資金・助成金 2,000,000円 ・支出 2,000,000 円
	2028年度	事業内容	普及・定着活動の継続
		収支予算	・収入 100,000 円 内訳自己資金 100,000 円 ・支出 100,000 円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	新年度活動計画 個別プロジェクトは自律的に活動継続
5月	市民交流会
6月	市民参加型ワークショップ
7月	断熱リフォームワークショップ
8月	
9月	市民参加型ワークショップ
10月	進捗評価 アクションプラン課題抽出 市民意見交換会
11月	次年度の取組み方法検討
12月	
1月	
2月	2年間のCNあつぎ未来PJ 活動報告会
3月	次年度へ向けた計画立案

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		800,000	1,000,000 × 80%
事業収入			
	小計(B)	0	
団体負担金等(C)		200,000	自己資金、民間助成金申請
合計(D)=(A)+(B)+(C)		1,000,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	650,000	講師謝礼 @20,000 円 × 10 回 協力者謝礼 @3,000 円 × 100 (20 回 × 平均 5 人 / 回として) 協力謝礼 (イラスト・デザイン) 60,000 円 (@ 3,000 × 20 枚) 協力謝礼 (記録作成) 90,000 円 (@2,000 × 45 枚)
	人件費	90,000	人件費 @3,000 円 × 30 (10 回 × 平均 3 人 / 回として)
	消耗品費	60,000	文具・コピー用紙・プリンターインク代
	印刷製本費	100,000	チラシ、コピー代、記録集発行
	通信運搬費	100,000	郵送費、オンライン通信費
	小計(a)	1,000,000	
象 支 援 対 外 支 援 経 対	人件費		
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		1,000,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

一般社団法人
あつぎ市民発電所
定款

2018 年 7 月 30 日設立

一般社団法人あつぎ市民発電所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人あつぎ市民発電所と称する。

(所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、脱原発と地球温暖化防止のために、市民が力を合わせて再生可能エネルギーを創り出す発電事業、とりわけ営農型発電事業を行い、エネルギーの地産地消・小規模分散型社会の実現および農業活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電事業、特に営農型発電ソーラーシェアリング発電事業
- (2) 脱原発と地球温暖化防止、再生可能エネルギーを普及拡大するための講演会、イベントなどの実施および情報発信による啓発事業
- (3) ソーラーシェアリングによる持続可能な農業経営の実証・調査研究事業
- (4) 脱原発、地球温暖化防止、再生可能エネルギー推進にむけての提言事業
- (5) 他の市民団体や行政、企業との連携、ネットワーク構築、交流拡大事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び法人
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の会員となるには、理事長が別に定める様式の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める様式の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第12条 会員が資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法律若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した理事及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員の報酬等は総会の決議で定めることができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 会費に関する事項
- (8) 基金に関する事項
- (9) 長期借入金に関する事項
- (10) 事務局の組織等に関する事項
- (11) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催するものとし、これを招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項及び第28条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催・招集)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催し、理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の過半数から招集の要請があったとき。
 - (3) 監事から招集の要請があったとき。
2. 理事長は前項第2号及び第3号の要請があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の招集通知は、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、事前に発する。
4. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第33条、第34条及び第36条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について通常総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算は、事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

い。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人又は特定非営利活動法人に贈与する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から2019年6月30日までとする。

2. この法人の最初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

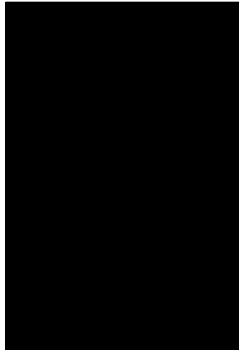
3. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員	2,000 円
サポーター会員	2,000 円

(設立時の役員)

第50条 この法人の設立時の役員は、次に掲げる者とする。

理事長
副理事長
同
理事
同
同
同
監事



2. この法人の設立時役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2020年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人あつぎ市民発電所設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2018年7月25日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

一般社団法人あつぎ市民発電所 設立趣意書

2011年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所の事故で、私たちは命・暮らし・未来を守るために原発のない社会をつくりたいと望みました。原発は人間には制御できず共存できない技術で、再稼働を認めることはできません。さらに地球温暖化防止のため脱炭素社会の実現も今を生きる私たち一人ひとりの緊急の責務です。

私たち普通の市民はこれまでそれぞれの立場や生活の場で、原発事故の実態・放射能汚染とその被害を学び、被災された福島の皆様とつながり支援し、脱原発を求める活動を積み重ねてきました。さらに一歩進めて、原発に依存しない社会をつくるために、再生可能エネルギーによる発電を、「あつぎ」地域で市民の手で創り出していこうと考えました。今までの東京電力による大規模一極集中型ではなく、地産地消・小規模分散型のエネルギーシステムを普及拡大していくことが防災面も含めて命・暮らし・未来を守るために必要だと考えました。私たちは市民がお金と知恵を出し合い、市民の発電所をもつため「一般社団法人 あつぎ市民発電所」の設立を決意しました。

あつぎ市民発電所の第1号機は、農地の上の空間に太陽光発電パネルを設置し、農業生産と再生可能エネルギー発電の両立ができる「ソーラーシェアリング」の形で始まります。不安定になりがちな農業収入を売電収入で補うことができるこの方法は、地域農業の活性化と再生可能エネルギーの普及拡大が期待できる仕組みです。エネルギーと食糧の地産地消社会も目指したいと思います。

私たちは市民参加型の再生可能エネルギーによる発電事業を行い再生可能エネルギーの普及を進めます。脱原発と地球温暖化防止、再生可能エネルギー普及拡大のために講演会、イベントなどを実施し、また情報発信による啓発活動を行います。厚木市および周辺市町村行政や地域企業・大学とも協働や提言をしながら、再生可能エネルギーの普及とこれを活かしたまちづくりを目指します。これらの活動を行うために、一般社団法人 あつぎ市民発電所を設立します。

2018年7月30日

一般社団法人 あつぎ市民発電所 設立発起人



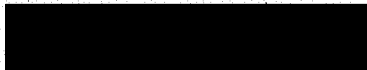
第2号議案 2022年度決算報告

決算報告書

(第 5 期)

自 2022年 7月 1日
至 2023年 6月30日

一般社団法人あつぎ市民発電所



貸借対照表

特定非営利活動に係る事業会計

2023年6月30日現在

法人の名称 一般社団法人あつぎ市民発電所

[税込] (単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金	253,677		
城南信用金庫	5,352,058	未払法人税等	70,000
ゆうちょ銀行	0	未払消費税	0
未収金	0		
売掛金	54,489		
他会計振替			
流動資産合計	5,660,224	流動負債合計	70,000
【固定資産】		【固定負債】	
構築物	4,285,998	長期借入金	4,500,000
機械及び装置		基金	3,940,000
固定資産合計	4,285,998	固定負債合計	8,440,000
		負債合計	8,510,000
		正味財産の部	
		前期繰越正味財産	44,750
		当期正味財産増減額	1,391,472
		正味財産合計	1,436,222
資産合計	9,946,222	負債及び正味財産合計	9,946,222

(注)

会計方針等

固定資産償却方法 定率法

活動計算書

自 2022年7月1日

至 2023年6月30日

[税込] (単位:円)

科目		金額	
【経常収益】			
【事業収益】			
売電収入	621,575		
会費収入	294,000		
その他売上	1,670,646		
寄付金収入	94,000		
補助金収入	0		
売上高合計		2,680,221	
【その他収益】			
受取利息	35		
雑収入	72,000		
その他収益計		72,035	
経常収支計			2,752,256
【経常費用】			
【事業費】			
広告宣伝費			
渉外活動費	10,330		
会議費	37,080		
旅費交通費	6,388		
通信費	72,932		
消耗品費	221,861		
水道光熱費	6,481		
諸会費	2,000		
賃借料	20,000		
保険料	36,910		
租税公課	92,200		
減価償却費	573,410		
事務費	5,362		
印刷費	24,630		
イベント費	120,700		
支払利息	9,000		
雑費	1,500		
事業費計		1,240,784	1,240,784
当期経常増減額			1,511,472
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
設備改修引当金	50,000		
経常外費用計			50,000
税引前当期正味財産増減額			1,461,472
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			1,391,472
前期繰越正味財産増減額			44,750
次期繰越正味財産額			1,436,222

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
令和6年6月13日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地 XXXXXXXXXX	
団 体 名 あつぎ夢プロジェクト	
代 表 者 名 大庭 栄一	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	あつぎ夢プロジェクト
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☒ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	すべての年齢の者に対し、自身の日頃の練習を発表する場の提供を行う。 特に高齢の方に対しては、発声等による健康維持講座や知識の習得、子どもに対しては文化・芸術への理解を深め、文化的技術の継承や新技術の習得を狙った生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。
5 事業実施期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
6 事業費総額	2,715,000円
7 市が負担する額	1,800,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他() ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX

企画書

1 事業の分野	■ 保健・医療・福祉 ☐ まちづくり ☐ 環境保全 ☐ 地域安全 ☐ 国際協力 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ■ 社会教育 ■ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☐ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化社会 ■ 経済活動の活性化 ☐ 消費者保護 ☐ その他（ ）
2 事業の目的・必要性	厚木市出身の文化・芸術分野で有名となり、活躍している人については、広報などで紹介をされているが、現在文化・芸術で夢を追う人たちを支援できるような事業は開催されていないため、厚木市由来で活躍する文化人を増やすためにも、そのような人たちの夢を後押しや夢を見つけるのを手助けする事業を開催する必要がある。
3 事業の内容	年に数回程度のカラオケ大会を中心に音楽・踊りの講習会及び発表会を開催する。 子ども対象としては、太鼓のたたき方や、サッカー、ロボットプログラミング講座を開催する。 また、文化を伝えることを目的として、落語家を講師とした落語講習会を開催する。
4 実施場所	アミューあつぎ、保健福祉センター ほか
5 期待される効果・成果	歌や音楽を中心とした発表会だけでなく、レッスンなどの支援もすることにより、初心者からプロを目指すすべての人に対して生涯学習の場を提供することができる。 また、文化を伝えることを目的とした講座もあり、市内だけでなく市外の人たちからも注目され、厚木市の知名度向上に貢献できる。
6 役割分担	提案者の役割 発表会、講座の企画・運営 講師の手配
	市の役割 発表会、講座の周知 発表会、講座の会場確保
7 自主財源確保に向けた取組	発表会や講座の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。

8 事業計画 収支計画	令和7年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、落語、その他 要望がある講座の開催
		収支予算	・収入 2,201,000円 うち市負担金 1,800,000円 うち自主財源 401,000円 内訳 参加費 266,000円 協賛金 135,000円 ・支出 2,201,000円
	令和8年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、落語、その他 要望がある講座の開催
		収支予算	・収入 2,301,000円 うち市負担金 1,600,000円 うち自主財源 501,000円 内訳 参加費 366,000円 協賛金 235,000円 ・支出 2,301,000円
	令和9年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、落語、その他 要望がある講座の開催
		収支予算	・収入 1,250,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 470,000円 ・支出 1,250,000円
	令和10年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、落語、その他 要望がある講座の開催
		収支予算	・収入 1,250,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 470,000円 ・支出 1,250,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	
5月	ロボットプログラミング講座、太鼓体験講座
6月	カラオケ大会
7月	踊り方講座
8月	カラオケ大会
9月	歌い方講座、落語講習会
10月	カラオケ大会
11月	サッカー教室
12月	カラオケ大会
1月	ダンス講座
2月	芸能発表会
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,800,000	
事業収入	参加費	266,000	カラオケ大会@1,500円×30人×4回 @3,000円×12人（2月） 入場料 @1,000円×50人（2月）
	協賛金	135,000	企業からの協賛金
	小計(B)	401,000	
団体負担金等(C)		0	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		2,201,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	510,000	司会者@30,000円（1日）×5回 審査員@30,000円（1日）×5回 審査員（2月）@30,000円（1日）×2人 招待歌手謝礼@10,000円×5回 @10,000円×3人（2月） 講師謝礼@10,000（3時間）×1人×7回
	消耗品費	60,000	コピー用紙（2,500枚）@3,000円×4箱 インク代@20,000円 ごみ袋@500円×4セット 保存用DVD@2,000円 扇子@200円×20人分 ロボット代@2,000円×10人
	印刷製本費	50,000	ちらし印刷代@5円×2,000部 資料印刷代（発表会等）@50円×800部
	使用料及び賃借料	1,110,000	会場使用料（2月）@500,000 カラオケ機材使用料@20,000円×6回（歌い方講座含む） 音響@80,000円（カラオケ、発表会）×5回 ケーブルテレビ@90,000円（2月）
	食糧費	40,000	講師等弁当代@1,000円×40人

	通信運搬費	30,000	切手代（発表会等）@84円×60人×4回 切手代（講習会）@63円×40人 切手代（その他）@84円×30人 @120円×40人
	小計(a)	1,800,000	
支援対象外経費	消耗品費	88,000	トロフィー@3,000円×2個、@5,000×1個 入賞記念品（2月）@15,000円×1本、10,000円×2本 参加記念品@300円×30人×4回（カラオケ） @500円×12人（2月の芸能部門）
	備品購入費	136,000	ビデオカメラ代 @96,000円 衣装代 @40,000円
	保険料	57,000	カラオケ、発表会@100円×100人×5回 講習会 @100円×10人×7回
	食糧費	120,000	弁当代（スタッフ分）@500円×8人×10回 反省会飲食費@1,000円×8人×10回
	小計(b)	401,000	
	合計(c)=(a)+(b)	2,201,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

あつぎ夢プロジェクト規約

(名称)

第1条 この会は、あつぎ夢プロジェクト（以下「プロジェクト」という）と称する。

(目的)

第2条 プロジェクトは、すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンス創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。

(委員)

第3条 プロジェクトの会員は、目的に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第4条 プロジェクトに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

2 必要に応じて、顧問を置くこともできる。

(役員の選出)

第5条 役員は会員の中から互選する。

(役員の任務)

第6条 会長はプロジェクトを代表し、プロジェクトの座長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、プロジェクトの会計事務を総括する。
- 4 監査は、適切な事務や会計が行われているか監査する。

(任期)

第7条 会員の任期は2年とする。ただし、会員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会員は、再任することができる。

(会議)

第8条 プロジェクトは、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 会長は、会議での助言及びまちづくりに対する支援のためのアドバイザーを指名することができる。

(専門部会の設置)

第9条 プロジェクトの効率的な運営に資するため、プロジェクトに専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長の指名する会員及び目的に賛同する者をもって組織する。

（事務局）

第 10 条 プロジェクトの事務局は、庶務に関して処理を行う。

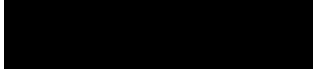
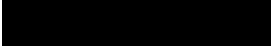
（その他）

第 11 条 この規定に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、会長がプロジェクトに諮って定める。

附則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
2024年 5月 17日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地 	
団体名	
一般社団法人あつぎものしり委員会	
代表者名 山口 雅実	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	厚木かるた大会
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☒ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをする
5 事業実施期間	令和7年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで
6 事業費総額	2,200,000円
7 市が負担する額	1,800,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他 () ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名  電話番号 

企画書

1 事業の分野	☐ 保健・医療・福祉 ☐ 社会教育 ☐ まちづくり ☒ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 環境保全 ☐ 災害救助 ☐ 地域安全 ☐ 人権・平和 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 消費者保護 ☐ 非営利活動支援 ☐ その他（ ）
2 事業の目的 ・ 必要性	厚木市民は、厚木市の魅力があたりまえになりすぎていて、素晴らしいあつぎの魅力を誇りに感じるきっかけに乏しいと共に、周辺地域や他県に至っても厚木の魅力を最大限にアピールする要素にかけることから、まずは厚木の基本を知ること、郷土愛を高め、素晴らしいを実感することから始める。「かるた遊び」は遊びながら必然と読み札を記憶することができる誰もが楽しめる玩具であり親しみ深い。 「厚木かるた」が浸透し「あつぎの魅力」を理解することで、魅力を活かした多岐に亘る発展と成長、充実を図る効果を目的とする。
3 事業の内容	年に1度の「厚木かるた大会」を行うことで、「あつぎのあたりの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをするとともに、厚木の観光や歴史・商業や産業等との連携を以って厚木市の地域活性化に繋がる活力を生み出す原点となるべく活動を行う。 周知の起爆剤となるよう市の特徴を勉強する学級「市内小学3年生」に厚木かるた（非売品として市民協働事業明記）を配布する。 残数の非売品かるたは翌年への繰越及び市内児童施設等に配布
4 実施場所	厚木市内施設
5 期待される 効果・成果	充実した市政も、観光も、行事も歴史や市民性を含め厚木市には魅力が溢れているのに、それを活かしきれていないという盲点をヒトツツつ埋めるきっかけとなることに期待する活動 子ども達が成長し、方々に生活の拠点を移動した際に厚木市の人口や面積をはじめ、厚木の歴史や文化、名産や都市についてあたりまえに語れることはとても素晴らしいことであるとともに、かるた遊びという玩具が家庭にあることによる世代間を超えた交流も生まれる。

6 役割分担	提案者の役割 厚木市及び近隣都市に、厚木かるた大会に参加する為の周知活動はもちろん関連企画イベントを実施する。
	市の役割 厚木市全体に厚木かるた大会を周知し、ポスターや告知チラシを配布の上、小学校や市営施設をはじめ市民全体への厚木かるたの周知。
7 自主財源確保に向けた取組	・厚木かるたの販売（令和10年～収益の全てを厚木かるた大会費用） ～令和6年：現在の厚木かるた3000刷発行済は厚木かるた普及の為利益の全てを厚木かるた寄贈に充当している。（1500刷／販売・1200刷／各所子ども施設へ寄贈済・在庫分300刷／代表者負担：販売完了にて相殺） ・厚木かるた大会におけるパンフレット掲載企業における広告費 ・協賛企業からの出資等（賞品における協賛品を主とする。）

8 事業計画 収支計画	令和7年度	事業内容	厚木かるた大会実施・厚木かるた製作配布
		収支予算	・収入 2,200,000円 - うち市負担金 1,800,000円 - うち自主財源 400,000円 （広告・販売収益費 400,000円） ・支出 2,200,000円
	令和8年度	事業内容	厚木かるた大会実施・厚木かるた製作配布
		収支予算	・収入 2,000,000円 - うち市負担金 1,600,000円 - うち自主財源 400,000円 （広告・販売収益費 400,000円） ・支出 2,000,000円
	令和9年度	事業内容	厚木かるた大会実施
		収支予算	・収入 400,000円 - うち自主財源 400,000円 （広告・販売収益費 400,000円） ・支出 400,000円
	令和10年度	事業内容	厚木かるた大会実施
		収支予算	・収入 400,000円 - うち自主財源 400,000円 （広告・販売収益費 400,000円） ・支出 400,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	厚木かるた2000刷発行準備
5月	
6月	厚木かるた2000刷完成納品
7月	厚木かるた配布（小学3年生・各小学校図書室・市立図書館等）
8月	
9月	厚木かるた大会ポスター配布・掲載 厚木かるた大会告知チラシ配布
10月	SNSにて厚木かるた情報を順次告知
11月	厚木かるた大会開催
12月	本厚木ミロードにて「厚木かるた」全札掲載
1月	本厚木ミロードにて「厚木かるたミニ大会」実施
2月	
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,800,000	
事業収入	広告収益費	400,000	大会パンフレット掲載40社（10,000円／箇所）
	小計(B)	400,000	
団体負担金等(C)		0	会費等なし
合計(D)=(A)+(B)+(C)		2,200,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	印刷製本費	1,700,000円	厚木かるた印刷製作：850円／個×2,000個（配布分）
	印刷製本費	30,000円	大会ポスター製作（構成費を含む）：200部
	印刷製本費	35,000円	大会パンフレット製作（構成費を含む）：A4仕上がり2つ折り：200部
	印刷製本費	35,000円	告知チラシ製作費A4チラシ（構成費を含む）：400部
	小計(a)	1,800,000円	
対象外経費	人件費	90,000	3000円×30名
	消耗品	45,000円	大会入賞者表彰備品／トロフィー×12体
	消耗品	240,000円	大会入賞者表彰備品／参加記念品や賞品120名×2,000円
	通信運搬費	25,000円	郵送料、宅配便料等（告知・お礼等）
	小計(b)	400,000円	
合計(c)=(a)+(b)		2,200,000円	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

一般社団法人あつぎものしり委員会
定 款

一般社団法人あつぎものしり委員会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あつぎものしり委員会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、神奈川県厚木市内における地域活性化のために活動することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 厚木かるたの製作・監修・監理・販売
- (2) 地域活性化につながる研究調査
- (3) 厚木かるた大会等のイベントの開催
- (4) 地域の活動への参加
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年11月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事6名以内を置く。

2 当法人の理事が1名の場合はその者を代表理事とする。当会社の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金)

第24条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第26条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附 則

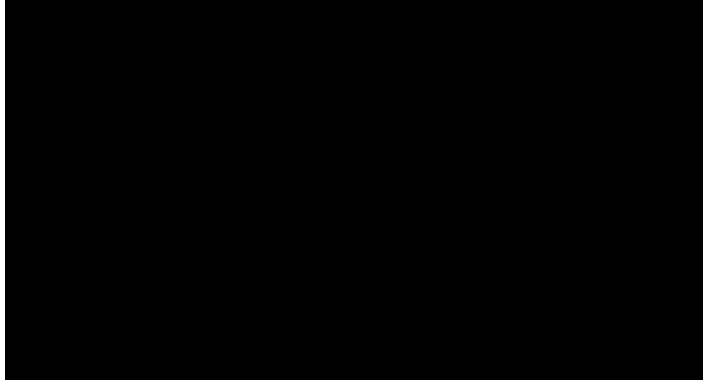
(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日まで

とする。

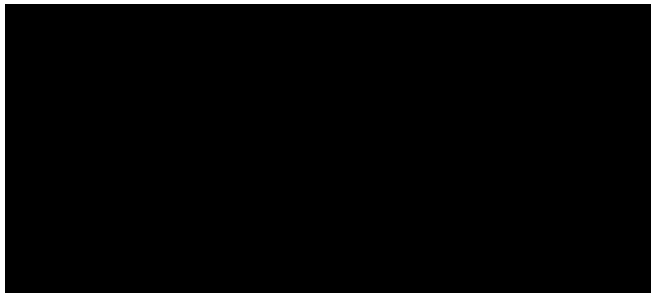
(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。



(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。



(法令の準拠)

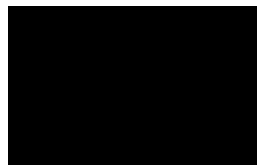
第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上

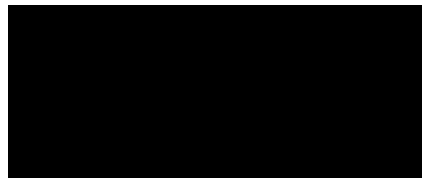
以上、一般社団法人あつぎものしり委員会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士酒井昌直は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年1月31日

設立時社員
設立時社員
設立時社員



定款作成代理人 司法書士





第2回厚木かるた大会 収支一覧表

確認日 2023年12月10日

開催日：2023年11月3日

場所：東町スポーツセンター

ご協賛いただきました皆様ありがとうございました。
大会の様子や詳細については、ホームページやSNSにて
順次報告させていただいております。

一般社団法人
あつぎものしり委員会

☎ 046-259-8879

住所／厚木市中町3-4-13

<http://www.atsugi.fun>

担当：山口まさみ

次年度予定 第3回厚木かるた大会

次回開催日 2024年11月4日（月祝）

収支期間（2022年12月1日～2023年11月30日）	収入	支出	備考
厚木かるた協賛金	435,000		
郵送・宅配料		32,800	
トロフィー等購入		40,020	
入賞副賞商品購入		24,000	
当日弁当購入		18,000	
ポスター・チラシ・ステッカー・パンフレット印刷費		100,733	
エコバック製作・参加記念品・商品費		141,047	
当日人件費（27名）		81,000	

「あつぎものしり委員会」では、
厚木の当たり前の魅力を子どもたちに伝えることはもちろん
市内外に伝えるため日々活動を続けています。
※ご賛同のご協力をよろしくお願いいたします。

収入合計	435,000
支出合計	437,600
収支合計	-2,600

※不足分は代表者負担にて補填



第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
2024年 5月 30日	
（宛先）厚木市長	
住所又は所在地 XXXXXXXXXX 団体名 厚木ハーモニカ委員会 代表者名 大内 初美	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	ハーモニカのまち厚木
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☒ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故岩崎重昭氏の意思を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おおく点在しており、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち（小学生）を始めとする市民の皆さんに、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演や音楽祭等を実施する。
5 事業実施期間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで
6 事業費総額	4,200,000円
7 市が負担する額	1,800,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他（ ） ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX

企画書

1 事業の分野	☐ 保健・医療・福祉 ☒ まちづくり ☐ 環境保全 ☐ 地域安全 ☐ 国際協力 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ☐ 社会教育 ☒ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☐ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化社会 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 消費者保護 ☐ その他 （ ）
2 事業の目的 ・必要性	ハーモニカという芸術について、厚木市はかつて全国的に誇れるハーモニカの聖地であった状況が衰退しつつある現状にある。世界に誇れるハーモニカ奏者を多く輩出しているということに誇りを持ち、文化芸術の環境をより良くする起爆剤とする。
3 事業の内容	ハーモニカの素晴らしさと、厚木市出身のハーモニカ奏者技術の高さを周知するためにも、厚木市内小学校にて、1年間順番にハーモニカ講座および講演を開催するとともに、厚木市文化会館にて音楽祭をし、ハーモニカという芸術の素晴らしさを再認識するきっかけを企画する。
4 実施場所	厚木市内各小学校・厚木市文化会館
5 期待される 効果・成果	厚木市内の小学校及び厚木市文化会館にてハーモニカ講座及び講演・音楽祭を開催することにより、厚木市の誇れる芸術を再認識するとともに、ハーモニカをはじめとする芸術に興味と関心を持つ子どもが増えることに期待するとともに、故岩崎重昭氏の価値ある遺作の偉大さを再認識するきっかけともなる。
6 役割分担	提案者の役割 市内全小学校への講座・講演の企画・運営 厚木市文化会館における音楽祭の企画・運営 チラシ等の作成 市の役割 市内全小学校への講座・講演の企画の周知 市内全小学校の会場の確保
7 自主財源確保 に向けた取組	参加者の意見や皆様の反応を元に、2年目からは厚木文化会館にて適正な参加費を徴収するとともに、協力団体、企業を募りスポンサーを確保することにより、4年目より自主運営に移行する。

8 事業計画 収支計画	2025年度	事業内容	厚木市内全小学校における講座・講演 厚木ハーモニカ音楽祭開催
		収支予算	・収入 4,200,000円 うち市負担金 1,800,000円 うち自主財源 2,400,000円 内訳：講演チケット販売 / 2,400,000円 ・支出 4,200,000円
	2026年度	事業内容	厚木市内全小学校における講座・講演 厚木ハーモニカ音楽祭開催
		収支予算	・収入 4,200,000円 うち市負担金 1,600,000円 うち自主財源 2,600,000円 内訳：講演チケット販売 / 2,600,000円 ・支出 4,200,000円
	2027年度	事業内容	厚木市内全小学校における講座・講演 厚木ハーモニカ音楽祭開催
		収支予算	・収入 3,000,000円 うち市負担金 0円 うち自主財源 3,000,000円 内訳：講演チケット販売・協賛金 / 3,000,000円 ・支出 3,000,000円
	2028年度	事業内容	厚木市内全小学校における講座・講演 厚木ハーモニカ音楽祭開催
		収支予算	・収入 3,000,000円 うち市負担金 0円 うち自主財源 3,000,000円 内訳：講演チケット販売・協賛金 / 3,000,000円 ・支出 3,000,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容 学校行事に準じて日程調整の上決定
4月	
5月	厚木市内小学校講座・講演会1
6月	厚木市内小学校講座・講演会2
7月	厚木市内小学校講座・講演会3
8月	ハーモニカ音楽祭開催 Harmonica Festival in ATSUGI
9月	厚木市内小学校講座・講演会4
10月	
11月	厚木市内小学校講座・講演会5
12月	
1月	
2月	厚木市内小学校講座・講演会6
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,800,000	
事業収入	チケット収益	2,400,000	チケット販売3000円×800枚（招待600枚）
	小計(B)		
団体負担金等(C)			
合計(D)=(A)+(B)+(C)		4,200,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報酬費	1,080,000	【講演】講師料180,000円(1時間×3名×6校) 【音楽祭】出演者900,000円（3時間×30名）
	人件費	180,000	【講演】厚木市内小学校6校×3000円×5名 【音楽祭】スタッフ30名×3,000円
	印刷製本費	160,000	【音楽祭】チラシ作成30,000部/100,000円 【音楽祭】チケット作成1500部/60,000円
	使用料及び賃借料	620,000	【講演】厚木市内小学校6校 120,000円 【音楽祭】音楽祭音響 300,000円 【音楽祭】音楽祭照明 200,000円
	通信運搬費	975,000	【講演機材運搬】厚木市内小学校6校×30,000円 【音楽祭】招待チケット1500件×110円 【音楽祭】チラシ等郵送5000件×110円 【音楽祭】機材運搬 80,000円
	備品購入費	100,000	【音楽祭】会場装飾備品
	消耗品費	865,000	【音楽祭】記念品製作 865,000円 想定製作 約618円×1400個
	小計(a)	3,980,000	
支援対象外経費	宣伝広告費	220,000	【音楽祭】各媒体宣伝費220,000円
	小計(b)	220,000	
合計(c)=(a)+(b)		4,200,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

「厚木ハーモニカ委員会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「厚木ハーモニカ委員会」と言う。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を厚木市 XXXXXXXXXX に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、厚木市内においてハーモニカの普及活動を実施し、「ハーモニカのまち」としての伝承を目的とする。

(活動の種類)

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

2 不特定多数者向けの公益活動

(1) 小学校講演事業(厚木市の地域市民に対してハーモニカにおける講演会を行なう。)

(2) コンサート事業(ハーモニカを主体とした音楽祭事業を行う。)

第3章 会員

(入会)

第5条 会員の入会については、役員の同意を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員における入会金及び会費に定めはないものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 この団体に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 事務局兼会計 1名

(4)主務 1名

(5)顧問 2名

(6)構成員 数名

(任期等)

第8条 役員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第10条 通常総会は、毎事業年度1回9月に開催する。

(権能)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更、解散、合併に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(6) 入会金及び会費の額

(7) その他運営に関する重要事項

第6章 雑則

(細則)

第12条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
令和6年5月27日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地 [REDACTED]	
団 体 名 特定非営利活動法人多言語広場CELULAS 代 表 者 名 理事長 鈴木隆志 [REDACTED] 厚木市担当者名 [REDACTED]	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☒ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	1、小学校での出前国際理解授業の実施—留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、違いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業— 2、公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催 3、外国につながるのある児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める
5 事業実施期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
6 事業費総額	160,000円
7 市が負担する額	110,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☒ その他() ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

企画書

1 事業の分野	☐ 保健・医療・福祉 ☐ まちづくり ☐ 環境保全 ☐ 地域安全 ☒ 国際協力 ☒ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ☒ 社会教育 ☒ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☒ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化社会 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 消費者保護 ☐ その他（ ）
2 事業の目的・必要性	厚木市のこどもたちが、留学生在住外国人との交流を通して、多言語多文化を楽しみ、言語や文化の違いを超えてコミュニケーションする機会を設けることで、多様性を認めあい、国際社会を豊かに生きていく力を養う。市民の中にも多様な背景を持つ人たちがいることを知り、外国につながるのある親子との交流を通して多様であることの豊かさを体験する。 その体験を通して、人間への信頼と違いを受入れ心を開いて社会で生き抜く力を養い、豊かで人に優しい地域をつくる。
3 事業の内容	1, 外国につながるのある子どもたちと厚木の子どもたちが一緒に学び、遊び、保護者同士もつながりを作る。 2, 各国の料理を留学生や在住外国人と一緒に作り遊ぶ。 3, 学校に出向き、留学生や在住外国人との出前国際理解授業を行う。 4, 多言語多文化で育む豊かな心とどんな言葉にも耳を傾ける力を多くの市民に体験を通して理解を育む。
4 実施場所	市内公民館や小学校等
5 期待される効果・成果	母語以外の多言語に触れることにより「開いた耳」と「開いた心」を持てるようになる。本当の国際理解ができる。 子どもはもちろん親も、違いを恐れずむしろ違いに興味を持ち、積極的にコミュニケーションを持とうとするきっかけが作れる。地域社会の中の様々な「違い」を知り交流し、お互いを知ることによって、多様性にあふれた優しい地域、生きやすい社会を作る。
6 役割分担	提案者の役割 多言語を身近なものにし壁のないコミュニケーションの力を培うことを実現する 講師、他国文化の紹介、交流の場の提供
	市の役割 公民館の確保 チラシ配布 小学校等への国際理解授業希望校の募集 外国につながるのある児童、生徒と保護者との連絡への協力

7 自主財源確保 に向けた取組	多言語活動に理解のある企業の協賛を得、食材提供などお願い する
--------------------	------------------------------------

	6年度	収支予算	・収入 160,000円 - うち市負担金 130,000円 - うち自主財源 30,000円 - 内訳 参加費 16,000円 - 協賛費 14,000円 ・支出 160,000円
		事業内容	公民館での交流事業 出前国際理解教室 の開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクールとの連携
	7年度	収支予算	・収入 160,000円 - うち市負担金 110,000円 - うち自主財源 50,000円 - 内訳 参加費 30,000円 - 協賛費 20,000円 ・支出 160,000円
		事業内容	公民館での交流事業 出前講座開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクール、地域学校と の連携
	8年度	収支予算	・収入 160,000円 - うち市負担金 100,000円 - うち自主財源 60,000円 - 内訳 参加費 30,000円 - 協賛費 30,000円 ・支出 160,000円
		事業内容	公民館での交流事業 出前講座開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクール、地域学校と の連携
	9年度	収支予算	・収入 160,000円 - 内訳 参加費 40,000円 - 協賛費 120,000円 ・支出 160,000円

		事業内容	公民館での交流事業 出前講座開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクール、地域学校との連携
--	--	------	--

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	小学校への国際理解授業希望校募集告知
5月	厚木、依知、北、緑が丘、小鮎に事業説明、募集告知
6月	
7月	
8月	
9月	（2学期中に1，2校）出前国際理解授業実施
10月	
11月	
12月	
1月	（3学期中に1，2校）出前国際理解授業実施 「世界の言葉とあそびの広場」依知南もしくは依知北公民館
2月	
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		110,000	
事業収入	参加費	9,000	@300×30人×1回
	協賛金	32,000	@10,000×3回+2000×1
	小計(B)	41,000	
団体負担金等(C)		9,000	寄付金
合計(D)=(A)+(B)+(C)		160,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	印刷製本費	90,000	@45,000×2回（小中学校配布参加募集チラシ23000部+ポスター各校2枚×2回）
	消耗品費	20,000	@10,000×2回用紙文房具等：コピー用紙、インクカートリッジ、養生テープ、ガムテープ、セロテープ、マジック、ボールペン、角3封筒（公共施設等ちらし送付用 料理用食材、調味料費用
	通信費	5,000	幼稚園チラシ送付用レターパック@520×2+@370×3、クリックポスト@185×15
	人件費	15,000	@1,000×15人
	報償費	30,000	@5,000×3人×2回（在住外国人講師謝金）
	小計(a)	160,000	
支援対象外経費			
	小計(b)	0	
合計(c)=(a)+(b)		160,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS

(登記名 特定非営利活動法人 多言語広場セルラス)

定 款

特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 多言語広場CELULASと称し、略称は多言語ピアザCELULASとする。登記上はこれを特定非営利活動法人多言語広場セルラスと表示する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は前項のほか、従たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、異文化を超えた多国間交流及び国内における世代を超えた人的交流を通して、地域の活性化と真の国際理解を促す。また、交流の充実を図るために外国語習得の普及と研究を進め、社会貢献と世界人類の共生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 多言語教育の普及に関する事業
- (2) その他目的の達成を図る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する家族及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体の解散又は個人の死亡。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を3名以内とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、総会で選任する。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従って、その職務を代行する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

- 第21条 当法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第23条 理事会は、次の事項について議決する。
(1) 事業計画および予算並びにその変更
(2) 入会金及び会費の額
(3) 理事の選任、解任
(4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。）

(5) 総会に付すべき事項

(6) その他運営に関する必要な事項

2 総会は特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会および理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会および理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会および理事会の運営方法は別に定める規則による。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会および理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会および理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第41条の適用については、総会および理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国に帰属させるものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。
但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定

める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	
副理事長	
理事	
監事	
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	6,000 円	年会費	6,000 円
(2) 一般会員	入会金	2,000 円	年会費	一口 3,000 円（一口以上）
(3) 活動会員（個人）	入会金	60,000 円	月会費	7,000 円
活動会員（家族）	入会金	60,000 円	月会費	10,000 円

附則

この変更された定款は、東京都より認証を受けた平成27年3月3日より施行する。

附則

この定款は、平成30年7月6日から施行する。

<令和5年度(2023年度) 事業報告 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日>

(1)多言語教育の普及に関する事業

①ピアザ活動(東京・5カ所)

地域/ピアザ	ピアザの曜日・時間	会場 (zoom開催・併用あり)
杉並(阿佐ヶ谷)	毎週月曜日 18:30～20:00	阿佐ヶ谷地域区民センターなど (Zoom開催併用)
渋谷(渋谷)	毎週火曜日 19:00～20:30	渋谷区男女平等・インクルーシブシティセン ター(令和6年4月より名称変更)・Zoom開催併 用
新宿・ 千代田(飯田橋)	毎週木曜日 19:00～20:30	Zoom開催 (東京ボランティア市民活動センター)
中野(中野)	毎週金曜日 19:00～20:30	スマイルなかの
世田谷(経堂)	毎週土曜日 15:30～17:00	経堂地区会館別館他(Zoom開催併用)

①ピアザ活動(神奈川・4カ所)

地域/ピアザ	ピアザの曜日・時間	会 場
川崎(溝の口)	毎週水曜日 18:30～20:00	(会場)てくのかわさき Zoom併用
川崎(溝の口)	毎週金曜日 18:30～20:00	(会場)てくのかわさき
海老名(海老名)	毎週月曜日 18:15～19:45	海老名市民活動センター ビナレッジ
厚木(本厚木)	毎週金曜日 18:15～19:45	厚木市学習支援センター

①ピアザ活動(大阪1カ所・兵庫2カ所)

地域 / ピアザ	ピアザの曜日・時間	会場
大阪(梅田)	毎週月曜日 19:30～21:00	zoom開催
兵庫(芦屋)	毎週月曜日 18:30～20:00	芦屋市民センター (～R5.3/31にて閉鎖)
兵庫(宝塚)	毎週金曜日 18:45～20:15	宝塚市立男女共同参画センター・エル

①ピアザ活動(リモート専用/全国より参加)

リモート/ピアザ	ピアザの曜日・時間	オンライン
リモート火曜	毎週火曜 19:00～20:30	zoom開催
リモート水曜	毎週水曜 18:30～20:00	zoom開催
リモート木曜	毎週木曜 18:30～20:00	zoom開催

②講演会・セミナー・ワークショップ(会場開催)

日にち	事業名	場 所	参加 人数 (内部)	参加 人数 (外部)
R5.6.12	親子ワークショップ 「世界のことで話せる感動！」	宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室1AB	7	10
R5.6.16			12	19
R5.6.19			5	6
R5.6.23			10	20
R5.6.26	多言語講座(神戸)	神戸市婦人会館	6	4
R5.6.28	多言語講座(芦屋)	芦屋市民センター	6	6
R5.7.6	多言語講座(神戸)	中央区文化センター	6	0
R5.11.9	渋谷セミナー	渋谷区男女平等インクルーシブセンター	12	2
R5.11.14	溝の口ワークショップ	てくのかわさき	8	15

R5.11.16	溝の口ワークショップ	てくのかわさき	10	10
R5.11.17	渋谷セミナー	渋谷区男女平等インクルーシブセンター	8	1
R6.1.29	千歳船橋ワークショップ/世田谷区	桜丘区民センター別館	9	3
R6.2.1	成城学園駅前ワークショップ/世田谷区	成城区民会館	10	6
R6.3.6	あつぎ多言語体験ワークショップ	あみゆー厚木	8	1

②講演会(オンライン)

日にち	事業名	場 所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R5.12.2	パーソナルオンライン講座説明会	zoom	4	3
R6.2.3	パーソナルオンライン講座説明会	zoom	4	2

②オープンセルラス(会場開催)

日にち	事業名	場 所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R5.6.16	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	20	3
R5.6.17	千歳船橋オープンセルラス	コーシャハイム千歳船橋	12	2
R5.6.30	宝塚オープンセルラス	宝塚市立男女共同参画センター	7	8
R5.7.7	宝塚オープンセルラス	宝塚市立男女共同参画センター	8	8
R5.7.10	芦屋オープンセルラス	芦屋市民センター	10	3
R5.10.16	海老名オープンセルラス	市民活動センタービナレッジ	18	1
R5.11.22	溝の口水曜オープンセルラス	てくのかわさき	12	8
R5.11.23	溝の口合同オープンセルラス	てくのかわさき	12	5
R5.12.15	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	19	3
R6.1.13	千歳船橋オープンセルラス	コーシャハイム千歳船橋&Zoom	11	1
R6.2.2	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	16	2
R6.2.9	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	18	3
R6.2.10	千歳船橋オープンセルラス	コーシャハイム千歳船橋&Zoom	8	4
R6.2.17	千歳船橋オープンセルラス	コーシャハイム千歳船橋&Zoom	8	2

②体験会・オープンセルラス(オンライン)

日にち	事業名	場 所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R5.5.10	パーソナルオンライン講座 事前インタビュー	zoom	1	1
R5.5.12	パーソナルオンライン講座 事前インタビュー	zoom	1	1
R5.5.17	パーソナルオンライン講座	zoom	4	1
R5.5.25	パーソナルオンライン講座	zoom	4	1
R5.6.22	パーソナルオンライン講座	zoom	4	1
R5.6.27	パーソナルオンライン講座	zoom	3	2
R5.6.28	リモート水曜オープンセルラス	zoom	16	3
R5.7.4	パーソナルオンライン講座	zoom	3	2
R5.7.5	パーソナルオンライン講座 事前インタビュー	zoom	1	1
R5.9.15	パーソナルオンライン講座	zoom	4	1

R5.9.19	パーソナルオンライン講座	zoom	4	1
R5.9.21	リモート木曜オープンセルラス	zoom	6	1
R6.2.3	パーソナルオンライン講座	zoom	4	1

③セナリオ(全国)

日にち	事業名	場所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R5.4.16	セナリオ	Zoomにて	159	0

④公式SNS・公式LINE発行(全国)

日にち	事業名	参加人数(内部)
R5.6.20	広報ミーティング	5
R5.9.3	広報ミーティング	5
R5.9.24	広報ミーティング	5
R5.10.3	広報ミーティング	5
R5.10.24	広報ミーティング	5
R5.12.8	広報ミーティング	5
R5.12.22	広報ミーティング	5
R6.3.5	広報ミーティング	5

⑤コーディネーター・ミーティング(全国)

日にち	事業名	参加人数(内部)
R5.4.3～R6.3.21 毎月2回(R6.1月3月は1回)	全国コーディネーター・ミーティング	延べ 260
R4.4.12～R5.3.20 毎月2回(臨時2回)	スタッフMT	延べ 104
R6.1.24	関東CO.MT	9
R6.3.13	関東CO.MT	8
R6.1.24	関西CO.MT	4
R6.3.6	関西CO.MT	4
適時	Aチーム(講演会)ミーティング	延べ40
適時	Bチーム(ピアザ関連)ミーティング	14×適時
適時	Cチーム(国際交流)ミーティング	3×適時

(2)その他目的の達成を図る事業

①ピアザ、地域交流(全国オンライン)

日にち	事業名	場所	参加人数 (内部)
R5.4.1～8.31 毎週月～金朝・夜	阿佐ヶ谷&渋谷&厚木&リモ水&海老名 他 シャドウイングタイム	Line	600
R5.4.1～R6.3.31 毎週月～木曜日	溝の口 シャドウイング ①20:00-20:15②21:30-21:45	Zoom	1,170
R5.4.1～12.21 毎週月・木曜	経堂シャドウイング	Zoom	881
R5.4.1～R6.3.31 毎週火～金曜夜	芦屋シャドウイング	Line	615
R5.4.3	梅田リートレ報告ピアザ	zoom	11
R5.4.3～R6.3.26 毎週月・火曜	飯田橋シャドウイングタイム ①20:00-20:15②20:15-20:30	Zoom	70
R5.4.5～R6.3.27 毎週水曜	中野シャドウイングタイム 20:10-20:30	Zoom	200
R5.4.26～R5.3.31	この指とまれ！企画 メキシコ日本語教室サポート隊	Zoom	77

R5.5～R6.1.21 月2回+不定期開催	この指とまれ！企画 バーバチカの会	Zoom	延べ100 (アメリカ2・中国1)
R5.5～12.24 隔週土曜	この指とまれ！企画 ソレイユのつどい	Zoom	延べ 80
R5.5～8	世界に広げよう友だちの輪 セカトモ 6期	Zoom	延べ 42
R5.5.9～7.18 R5.10.10～12.19 隔週火曜	この指とまれ！企画 ゲストハウス・セルラス	Zoom	延べ 100
R5.5.13.～R5.12.9 R6.3.9 月2回+特別回	この指とまれ！企画 留学&ホームステイ	Zoom	延べ 218
R5.5.20～7.17 R5.10.28～12.24 月2回土&日曜	この指とまれ！企画 お手軽！多言語リアルクッキング	Zoom	延べ 120 (メキシコ1)
R5.5.21～7.17 R5.10.15～12.10 隔週日曜	この指とまれ！企画 集まれ青少年～セル友いっぱい 見つけよう in 秘密基地～	Zoom	延べ 169
R5.5.27～7.23 毎週月・水	この指とまれ！企画 ノレノレ会 ～多言語で歌おう♪～	Zoom	延べ181
R5.6.8～R5.8.4 毎週月～金曜	溝の口水曜 朝シャドウイング 7:40-7:55	Line	42
R5.7.4	厚木・海老名合同 ツェギー 打ち合わせ	Zoom	11 (モンゴル1)
R5.8.18	宝塚ピアザ・サマーキャンプ オンライン報告会	zoom	12
R5.8.18	宝塚ピアザ・サマーキャンプ オンライン報告会	zoom	12
R5.9.19～12.15 毎週火～木朝・夜	阿佐ヶ谷 シャドウイングタイム 8:30-8:40、21:00-21:10	Line	36
R5.9.24	夏の国際交流報告会	zoom	128
R5.9.26～R6.3.31 毎日月～木夜	宝塚シャドウイング	Line	96
R5.10～12	世界に広げよう友だちの輪 セカトモ 7期	Zoom	延べ 38
R5.10.8～12.24 毎週日曜	この指とまれ！企画 ノレノレ会 ～多言語で歌おう♪～	Zoom	延べ120
R5.10～12 隔週日曜全5回	インスタ超ビギナーの会 セカトモ 7期	Zoom	延べ 37
R5.10.24～R6.3.31 火～金夜 土日朝	梅田シャドウイング	Line	110
R5.10.26	リモート水曜・ハロウィンピアザ	Zoom	20
R5.10.31	リモート火曜・多言語ハロウィン ピアザ	Zoom	10
R5.11.4	経堂ハロウィン多言語ピアザ& 南アフリカ交流会	Zoom	14
R5.11.14	リモート火曜・メキシコスペシャルピアザ	Zoom	10 (メキシコ1)
R5.11.23	メキサボ隊スペシャル アナのメキシコだらだら報告会	Zoom	22
R5.11.29	中野・世界のことばと遊びの広場 中国紹介打ち合わせ	Zoom	6 (中国1)
R5.11.30	中野・世界のことばと遊びの広場 アゼルバイジャン紹介打ち合わせ	Zoom	5 (アゼルバイジャン1)
R5.12.9	世界のことばと遊びの広場準備会 (経堂ピアザ)	Zoom	9(メキシコ1)
R5.12.16	世界のことばと遊びの広場 (経堂ピアザ)	Zoom	21(メキシコ1)
R5.12.19	リモート火曜・多言語クリスマス ピアザ	Zoom	13
R5.12.20 R6.1.10,28,2.4,11	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート水曜・中国)	Zoom	延べ 105
R5.12.25	梅田・忘年会ピアザ	Zoom	15

R6.1.15～R6.3.29 毎週月～金朝・夜	渋谷＆阿佐ヶ谷＆厚木＆リモ水＆リモ木 海老名 他 シャドウイングタイム	Line	390
R6.1.19	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口合同・アメリカ)①	Zoom	4
R6.1.21	世界のことばと遊びの広場準備会 (芦屋ピアザ)	zoom	7
R6.1.23	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート火曜・チリ)	Zoom	14
R6.1.23	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口合同・ベトナム)①	Zoom	5
R6.1.31	世界のことばと遊びの広場準備会① (ゆびとま ノレノレ会・メキシコ)	Zoom	5
R6.2.3	世界のことばと遊びの広場ハーサル (リモ木・カナダ)	Zoom	7
R6.2.4	世界のことばと遊びの広場準備会② (ゆびとま ノレノレ会・メキシコ)	Zoom	5
R6.2.4	世界のことばと遊びの広場準備会 (芦屋ピアザ)	zoom	6
R6.2.7	世界のことばと遊びの広場 (中野・韓国)打ち合わせ		7 (韓国1)
R6.2.8	世界のことばと遊びの広場準備会 (有志・パラグアイ)	Zoom	2
R6.2.8	世界のことばと遊びの広場 (飯田橋・インド)打ち合わせ	Zoom	5 (インド1)
R6.2.10	世界のことばと遊びの広場ハーサル (ゆびとま・キルギス)	Zoom	6
R6.2.11	世界のことばと遊びの広場ハーサル (中野・韓国)	Zoom	10 (韓国1)
R6.2.12	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口合同・ベトナム)②	Zoom	4
R6.2.13	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口合同・アメリカ)②	Zoom	5
R6.2.13	世界のことばと遊びの広場 (渋谷P・ブルガリア)	Zoom	37
R6.2.18	世界のことばと遊びの広場 (ゆびとま ノレノレ会・メキシコ)	Zoom	11 (メキシコ2)

①ピアザ内、地域内交流(東京・神奈川)

日にち	事業名	場所	参加人数
R5.4.15	メキシコ・Kumi&Mitsuko 都内案内	亀戸・浜町	4 (メキシコ2)
R5.4.21	中野・メキシコ・イサ歓送会	スマイルなかの	13 (メキシコ1)
R5.4.28	中野・インドネシアスペシャル	なかのZERO	16 (インドネシア3)
R5.5.4～5.5	モンゴル・ツェギー・ ハワリンバヤル	練馬区光が丘公園	4 (モンゴル1)
R5.7.22	飯田橋ピアザ国際交流・足立の花火	足立区梅島	16 (メキシコ10・ 中国2・アメリカ1)
R5.7.27	飯田橋ピアザ・国際交流スペシャル	東京ボランティア・市民活動センター	18 (アメリカ2・メキシコ1)
R5.8.7	阿佐ヶ谷・七夕祭りピアザ	阿佐ヶ谷地域区民センター	20 (チリ2)

R5.8.20	モンゴル・ツェギーホームステイ		厚木・石川宅	3 (モンゴル1)	
R5.8.20	台湾きょうちゃんホームステイ		海老名・福本宅	6 (台湾1)	
R5.8.21	厚木・海老名公民館講座料理で学ぶ世界		厚木市睦合西公民館	34 (モンゴル1・台湾1)	18 (外部)
R5.8.30	溝の口水曜・アメリカスペシャルピアザ		てくのかわさき	15 (アメリカ1)	
RR5.9.16	メキシコ・アンドレイ他 Fiesta Mexicanaとメヒコのタベ		お台場・竹橋	10 (メキシコ・コロンビア・ アメリカ・イタリア・ 台湾・スウェーデン×1)	
R5.10.10~19	厚木ジュリアさんホームステイ受け入れ		石川宅	3 (イギリス1)	
R5.10.12	ジュリアさん歓迎持ち寄りパーティー		石川宅	11 (イギリス1)	
R5.10.30	厚木・海老名合同ハロウィンピアザ		市民活動センタービナレッジ	27	
R5.10.30	阿佐ヶ谷・ハロウィンピアザ		阿佐ヶ谷地域区民センター	23	
R5.10.27	溝の口金曜多言語ハロウィンピアザ		てくのかわさき	21	
R5.11.1	溝の口水曜・多言語ハロウィンピアザ		てくのかわさき	15	
R5.11.8	溝の口水曜・メキシコスペシャルピアザ		てくのかわさき	18 (メキシコ1)	
R5.11.24	中野・世界のことばと遊びの広場準備ピアザ		スマイルなかの	19 (中国3・台湾1)	
R5.11.27	メキシコ・ルピータ・都内案内		ミッドタウン・都庁他	4 (メキシコ1)	
R5.12.1	溝の口金曜・多言語ハロウィンピアザ		てくのかわさき	18	
R5.12.1	中野・世界のことばと遊びの広場打合せ&準備		スマイルなかの	11 (タイ1)	
R5.12.2	中野・やよいふくさく祭にて世界のことばと遊びの広場		中野区弥生福祉作業所	11 (タイ1・中国1)	35 (外部)
R5.12.7	メキシコ・アンドレイ歓送クリスマスパーティー		東京ボランティア・市民活動センター	13 (メキシコ1)	
R5.12.18	海老名厚木・キアラ歓迎会ピアザ		市民活動センタービナレッジ	30 (イタリア1)	
R5.12.20	溝の口水曜・多言語クリスマスピアザ		てくのかわさき	15	
R5.12.25	阿佐ヶ谷・クリスマスピアザ		阿佐ヶ谷地域区民センター	30	
R6.1.13	経堂・多言語新年ピアザ		コーシャハイム千歳船橋&Zoom	11	
R6.1.30	渋谷・台湾しょうちゃん家族スペシャルピアザ		渋谷区男女平等インクルーシブセンター&zoom	10 (台湾4)	
R6.2.3	台湾・君宛親子・案内		日本科学未来館	5(台湾4)	
R6.2.16	世界のことばと遊びの広場準備会(溝の口金)		てくのかわさき	23	
R6.2.18	てくのまつり2024内にて(溝の口合同)世界のことばと遊びの広場開催(アメリカ・ベトナム・タイ)		てくのかわさき	内部32名 外部60名	
R6.2.26	世界のことばと遊びの広場準備会		阿佐ヶ谷地域区民センター	20	
R6.3.3	阿佐ヶ谷地域センターまつりにて世界のことばと遊びの広場開催(キューバ・中国)		阿佐ヶ谷地域区民センター	内部14名 外部50名	
R6.3.4	世界のことで遊ぼう 厚木市立小鮎小学校放課後子ども教室		厚木市立小鮎小学校	6	22 (外部)
R6.3.24~3.28	デンマーク・アレックス・ホームステイ受け入れ&対面式		杉並区1家庭	9 (デンマーク1・ロシア3)	
R6.3.25	デンマーク・アレックス歓迎&リートレキャンプ準備ピアザ		コミュニティふらっと阿佐ヶ谷	18 (デンマーク1)	

①ピアザ内、地域内交流(大阪・兵庫)

日にち	事業名	場所	参加人数
R5.9.18	夏の体験「生」持ち寄り	神戸市立総合福祉センター	43
R5.10.30	ハロウィンピアザ	芦屋市民センター	10
R5.11.10	宝塚 ハロウィンピアザ	宝塚市立男女共同参画センター	14
R5.11.17	メキシコルピータさん受け入れ歓迎会	宝塚市立男女共同参画センター	16(メキシコ1)
R5.11.23	宝塚世界のことばと遊びの広場合同準備会	宝塚市立男女共同参画センター	28(インド、中国、メキシコ、タジキスタン)
R5.12.22	宝塚クリスマス交流会	宝塚市立男女共同参画センター	18(ウガンダ1)
R5.12.25	芦屋 クリスマスピアザ	芦屋市民センター	10
R6.1.7	宝塚世界のことばと遊びの広場合同準備会	ニュー共栄ビル地下1階	14
R6.1.15	オックスフォード大学受け入れ歓迎会	伊丹合同庁舎多目的ホール	17(イギリス1)

②国際交流 ★現地&オンライン交流(全国・地域)

日にち	事業名	交流国と参加人数
R5.4.22	インドネシア・ヤバリ・アバ外国語大学交流準備会	13家族25名
R5.5.14	インドネシア・ヤバリ・アバ外国語大学交流	インドネシア11名・(内部)13家族26名
R5.5.20	スイス・チューリッヒ大学パイオニア交流	大学側 8名 (内部)家族8名
R5.7.28~8.18	ユートレック・アメリカホームステイ交流派遣	(内部)2名 アメリカ
R5.10.28	インドネシア・ヤバリ・アバ外国語大学交流準備会	12家族 16名
R5.11.7~10	メキシコ・ルピータ・ホームステイ受け入れ(横浜)	メキシコ1名・(内部)1家族4名
R5.11.12	インドネシア・ヤバリ・アバ外国語大学交流	インドネシア11名・(内部)13家族17名
R11.12~18	メキシコ・ルピータ・ホームステイ受け入れ(兵庫)	メキシコ1名・(内部)2家族8名
R5.11.16	メキシコホームステイ交流準備会①(溝の口&zoom)	16名
R5.11.19	ワンデイトリッププログラム(関東)	留学生21名(中国・ロシア・台湾・アゼルバイジャン) (内部)19家族52名
R5.12.2	メキシコホームステイ交流準備会②(溝の口&zoom)	16名
R5.12.16	メキシコホームステイ交流最終準備会(溝の口&zoom)	18名
R5.12.23 ~R6.1.5	メキシコホームステイ交流(メキシコ・クエルナバカ)	8家族13名・メキシコ10家庭、その他80名
R6.1.14	メキシコホームステイ交流ダラダラ報告会(溝の口&zoom)	25名
R6.1.21	メキシコホームステイ交流・オンライン報告会	90名
R6.2.3-2.18	世界のことばと遊びの広場・セカヒロウィーク・オンライン	(外部・内部の延べ参加人数)445名 (外部申込数)81名

R6.3.24～3.28	デンマーク・アレックス・ホームステイ受け入れ(東京)	デンマーク1名 (内部)1家族4名
--------------	----------------------------	----------------------

③青少年育成(会場開催)

日にち	事業名	場所	参加人数
R5.8.7-10(3泊4日)	青少年サマーキャンプ2023	長野県阿南市少年自然の家	73 (中国1・キルギス1・インド1・イタリア1・インドネシア1・カメルーン1)
R6.3.17	リーダーズトレーニングキャンプ2024 最終準備会 関東	渋谷区民会館神宮前	32
R6.3.24	リーダーズトレーニングキャンプ2024 最終準備会 関西	中央区文化センター	13
R6.3.28-30(2泊3日)	リーダーズトレーニングキャンプ2024	静岡県立三ヶ日青年の家	39 (インドネシア1・中国1・デンマーク1)

③青少年育成(全国オンライン)

日にち	事業名	参加人数
R5.4.1	セミナリオ・リートレキャンプ 報告準備会準備(Jr.リーダー)	10
R5.4.2	セミナリオ・リートレキャンプ 報告準備会	38
R5.4.25～8.19 適時	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023スタッフミーティング	延べ40
R5.5.17	青少年サマーキャンプzoom スタッフミーティング①	7
R5.5.17～7.31 適時	青少年サマーキャンプzoom スタッフミーティング 青少年担当チーム	延べ15
R5.5.28	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023事前説明会	29
R5.5.27	青少年サマーキャンプzoomスタッフミーテ	14
R5.5.27～7.31 適時	青少年サマーキャンプzoom説明会 &準備会事前Jr.リーダーMT	延べ50
R5.5.17～7.31 適時	青少年サマーキャンプzoom スタッフミーティング 保護者・留学生担当チーム	延べ20
R5.5.28	青少年サマーキャンプzoom保護者 &青少年説明会	101
R5.5.28	リートレピアザ①	26
R5.5.30	大学生と留学生ネットワーク ミーティング	4
R5.5.31	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダー説明会司会準備会	5
R5.6.7	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023準備シェア会 第1回目	17
R5.6.18	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダー説明会①	28(内部16/外部12)
R5.6.22～7.31 適時	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダープレゼン準備会	延べ60
R5.6.25	リートレピアザ②	17
R5.6.22	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダー説明会②	4(内部3/外部1)
R5.7.1	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダー準備会①	15(内部12/外部3)
R5.7.2	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダー準備会②	25(内部22/外部3)
R5.7.8	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023準備シェア会 第2回目	20(韓国3・日本17)
R5.7.9	青少年サマーキャンプzoom準備会①	77(内部71/外部6)
R5.7.23	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023第1回目	37(韓国17・日本20)

R5.7.26	青少年サマーキャンプ 青少年郵送物事務所作業	7
R5.7.27	青少年サマーキャンプ 青少年郵送物事務所作業	5
R5.7.30	青少年サマーキャンプzoom準備会②(関	61(内55/外部6)
R5.7.30	青少年サマーキャンプzoom準備会② (関西)	14(内13/外部1)
R5.7.30	青少年サマーキャンプzoom 留学生リーダー最終準備会	26(内部22/外部4)
R5.8.3	青少年サマーキャンプ スタッフ送付物事務所作業	3
R5.8.19	リモート夏の報告会準備会	53(内部50 外部3)
R5.8.20	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023 第2回目	34(韓国16・日本18)
R5.8.27	サマーキャンプ・オンライン報告会	123(内部119 外部4)
R5.9.17	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流 zoom2023報告準備会	15
R5.9.24	夏の国際交流報告会	128
R5.3.10	ユートレック/アメリカホームステイ交流説 明会参加	18
R5.3.17	ユートレック/アメリカホームステイ交流説 明会参加	4
R5.10.～R5.3.19 適時	Jr.リーダー・リートレピアザ及び リートレ2024準備ミーティング	延べ62
R5.10.29	リートレピアザzoom	青少年15・スタッフ1
R5.11.19	リートレピアザzoom	青少年11・スタッフ1
R5.12.17	リーダーズトレーニングキャンプ オリエンテーション	青少年29 保護者26・スタッフ12
R6.1.28	リートレ準備会①zoom	青少30・留学生2・スタッフ5
R6.2.17	リートレ準備会②zoom	青少年27・留学生1・スタッフ6
R6.2.23	リートレ2023留学生説明会	留学生2・スタッフ2
R6.3.2	リートレ準備会③zoom	青少年22・スタッフ5 留学生2
R6.3.14	リートレ2023留学生プレゼン準備会	留学生2・スタッフ2
R6.3.17	リートレ最終準備会(関東)	青少年36・保護者7・スタッフ4 留学生2
R6.3.21	リートレ2023留学生プレゼン準備会	留学生2・スタッフ2
R6.3.24	リートレ最終準備会(関西)	青少年6・スタッフ3

④国際理解事業・日本語授業協力(オンライン・現地)

日にち	事業内容	参加人数(内部)(外部)
R5.4.26	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R5.4.27	イーストウエスト日本語学校 ビジターセッション協力(現地)	(内部)4 (外部・中国・台湾)20
R5.6.7	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R5.6.27	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)5 (外部・メキシコ)6
R5.7.8	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)4 (外部・メキシコ)4
R5.8.5	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)3 (外部)5(外部・メキシコ)4
適時	世界のことばと遊びの広場 スタッフMT&役割別MT	延べ 40

R5.2.13～2.18	オンライン 「世界のことばと遊びの広場」 ーセカヒロウィークー zoom開催	延べ(内部) 445 (外部) 81 10カ国地域18名協力 (ブルガリア、チリ、中国、パラグアイ、 カナダ、韓国、インド、キルギス、 イタリア、メキシコ)
R6.3.12	イーストウエスト日本語学校 ビジターセッション協力(現地)	(内部)5(外部)27 (中国・台湾・ロシア・スリランカ・ ネパール)

⑤その他(全国)

日にち	事業内容	参加人数
R5.4.10	理事会	6
R5.5.23	理事会	6
R5.6.21	令和4年度年次総会(オンライン)	17(委任82)
R5.9.4	理事会	6
R5.12.4	理事会	6
R6.3.4	理事会	6

⑤その他(関東)

日にち	事業内容	参加人数
R6.2.24	東京マラソン・ボランティア リーダー説明会参加	2
R6.2.25	東京マラソン・ボランティア オンライン準備会	27
R6.3.3	東京マラソン・ボランティア	28

第 2 2 期

決算報告書

自：令和 5年 4月 1日

至：令和 6年 3月31日

(特非)多言語広場 C E L U L A S

理事長 鈴木隆志

活動計算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(特非)多言語広場CELLULAS

(単位:円)

科 目	金 額		
経常収益			
1. 受取入会金			
受取入会金	480,000	480,000	
2. 受取会費			
会員受取会費	10,233,640		
賛助会員受取会費	9,000	10,242,640	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	64,000	64,000	
4. 受取助成金等			
受取民間補助金	100,000	100,000	
5. 事業収益			
事業収入	8,953,170	8,953,170	
経常収益計			19,839,810
経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
仕入高	212,830		
合計	212,830		
売上原価	212,830		
諸謝金	17,674		
印刷製本費	8,650		
会場費	15,080		
旅費交通費	4,201,158		
通信運搬費	65,344		
消耗品費	1,122		
消耗什器備品費	24,189		
賃借料	78,960		
保険料	224,777		
教育研修費	7,746,486		
事業諸経費	1,393,037		
支払助成金	60,000		
雑費	37,670		
その他経費計	14,086,977		
事業費計		14,086,977	
2. 管理費			
(1) その他経費			
旅費交通費	109,339		
通信運搬費	475,903		
事務消耗品費	18,478		
水道光熱費	137,602		
地代家賃	3,160,320		
賃借料	166,696		
保険料	30,000		
諸謝金	88,000		
租税公課	3		
支払手数料	105,963		
雑費	192,085		
その他経費計	4,484,389		
管理費計		4,484,389	
経常費用計			18,571,366
当期経常増減額			1,268,444

科 目	金 額		
経常外収益			
1. その他収益			
受取利息	24		
雑収入	126,489	126,513	
経常外収益計			126,513
経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			1,394,957
当期正味財産増減額			1,394,957
前期繰越正味財産額			1,224,900
次期繰越正味財産額			170,057

貸借対照表

令和 6年 3月 31日 現在

(特非)多言語広場CELULAS

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,460,157		
前払金	15,900		
流動資産合計		3,476,057	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	704,000		
投資その他の資産計	704,000		
固定資産合計		704,000	
資産合計			4,180,057
負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	10,000		
流動負債合計		10,000	
2. 固定負債			
長期借入金	4,000,000		
固定負債合計		4,000,000	
負債合計			4,010,000
正味財産の部			
前期繰越正味財産		1,224,900	
当期正味財産増減額		1,394,957	
正味財産合計			170,057
負債及び正味財産合計			4,180,057

法人名:(特非)多言語広場CELULAS
 会計単位名:(特非)多言語広場CELULAS

特定非営利活動法人に係る事業 財産目録

令和 6年 3月 31日 現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	256,371		
普通預金 東京三菱新宿中央	3,183,312		
普通預金 代々木第二郵便局	3,384		
普通預金 郵便局総合	16		
普通預金 東京三菱新宿中央	17,074		
前払金 源泉所得税過払い分	15,900		
流動資産合計		3,476,057	
2 固定資産			
敷金 事務所	164,000		
敷金 事務所	540,000		
固定資産合計		704,000	
資産合計			4,180,057
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	10,000		
流動負債合計		10,000	
2. 固定負債			
長期借入金	4,000,000		
固定負債合計		4,000,000	
負債合計			4,010,000
III 正味財産の部			
正味財産			170,057

この財産目録は、本書と相違ないことを証します。

特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS
 理事長 鈴木 隆志

監 査 報 告 書

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの理事の職務の執行に関して、
本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

監事は、決裁書類等を閲覧し、事業活動の報告を求めました。

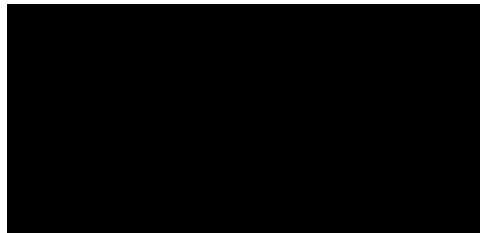
2 監査の結果

- ① この法人の会計の方法及びその結果は、相当であると認めます。
- ② 財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- ③ 貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- ④ 活動計算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示しているものと認めます。

2024 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人 多言語広場セルラス

監事



第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書 令和6年6月14日 （宛先）厚木市長 住所又は所在地 XXXXXXXXXX 団 体 名 厚木市体操協会 代 表 者 名 本 荘 浩 平 厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☒ 1年目 ☐ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く
5 事業実施期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
6 事業費総額	1,790,000円
7 市が負担する額	1,490,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☐ 団体の会計書類 ☐ その他（ ） ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX

第2号様式（第6条関係）

企畫書

1 事業の分野	☒ 保健・医療・福祉 ☐ まちづくり ☐ 環境保全 ☐ 地域安全 ☐ 国際協力 ☒ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ☐ 社会教育 ☒ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☐ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化社会 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 消費者保護 ☐ その他（ ）
2 事業の目的・必要性	厚木市には、本格的な体操を行う施設がなく、ほとんどの子供たちが学校の体育の授業だけで本来の体操の魅力をすることなく卒業していきます。 日本は体操大国です。世界の体操個人総合のチャンピオンは日本人です。橋本大輝さんです 厚木市からオリンピックを目指す後押しや支える事業を開催する必要がある。
3 事業の内容	年に一度の「体操イベント」を行うことで、魅力ある体操を体験して、本格的な体操を知るキッカケづくりになるとともに、オリンピックメダリストの選手と直接触れ合うことにより、より具体的なイメージを感じてもらう。 一流選手による座学開催。心構えや考え方を学ぶ。
4 実施場所	厚木市内施設
5 期待される効果・成果	誰でも参加できる「体操イベント」で魅力ある体操を体験し、本格的な体操を知るキッカケづくりを行う。 厚木市からオリンピックを輩出し、厚木市の知名度向上に貢献できる
6 役割分担	提案者の役割 「体操イベント」に参加するための周知活動はもちろん、オリンピックとの関連企画イベントを実施する。 市の役割 「体操イベント」の周知及び会場施設の確保。 オリンピックとの関連企画イベントも同様。
7 自主財源確保に向けた取組	「体操イベント」の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。

8 事業計画 収支計画	7年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,790,000円 うち市負担金 1,490,000円 うち自主財源 300,000円 内訳 参加費 100,000円 企業協賛 200,000円 ・支出 1,790,000円
	8年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 うち市負担金 1,190,000円 うち自主財源 300,000円 内訳 参加費 100,000円 企業協賛 200,000円 ・支出 1,490,000円
	9年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 うち市負担金 1,090,000円 うち自主財源 400,000円 内訳 参加費 100,000円 企業協賛 300,000円 ・支出 1,490,000円
	10年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 うち自主財源 1,490,000円 内訳 参加費 100,000円 企業協賛 1,390,000円 ・支出 1,490,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	
5月	
6月	
7月	イベント告知チラシ・ポスター制作
8月	イベント告知
9月	イベント告知
10月	「体操イベント」
11月	イベント告知チラシ・ポスター制作 イベント告知
12月	イベント告知
1月	新春座学 オリンピアンによる心構え
2月	
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,490,000	
事業収入	イベント参加費	100,000	500円×200人
	協賛・広告収入	200,000	
	小計(B)	300,000	
団体負担金等(C)			
合計(D)=(A)+(B)+(C)		1,790,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	印刷製本費	300,000	屋内外兼用ポスター 300部
	印刷製本費	80,000	A4チラシ：30,000部 小中学校配布
	消耗品費	250,000	文具・用紙代・横断幕・のぼり・ユニホーム
	報償費	600,000	オリンピック2名×@150,000円×2回 マネージャー同行
	人件費	120,000	告知スタッフ3,000円×20名 イベントスタッフ3,000×20名
	消耗品費	40,000	大会メダル20個
	消耗品費	20,000	大会賞状20枚
	使用料及び賃借料	200,000	跳び箱・マット・遊具のレンタル費など
	通信運搬費	80,000	上記器具の運搬費
	小計(a)	1,690,000	
支援対象外経費	備品購入費	80,000	ビデオカメラ・カメラ代
	保険料	20,000	イベント@100円×200名
	小計(b)	100,000	
合計(c)=(a)+(b)		1,790,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

厚木市体操協会 規約 (案)

第1章

(名称及び目的)

第1条 本協会は厚木市体操協会と称し、事務局を厚木市岡田3028方に置く。

第2条 本協会の目標は、厚木市における新体操競技及び体操競技の普及・発展と、この競技を愛好する学生および子供達の競技力向上と健全な育成を図る。

第2章

(登録及び会員数の範囲)

第3条 登録は、団体として登録し(以下「登録団体」という。) 範囲は原則として厚木市において新体操競技・体操競技の活動をする団体とする。

(資格の取得)

第4条 会員になろうとする団体は、運営代表者が団体として加入する。

(資格の喪失)

第5条 申し出をした時とする。

(事業及び活動)

第6条 第2条に規定する目的を達成するため、体操競技・新体操各分野において事業及び活動を行う。

・企画運営は各分野で行う。

・年間の事業 新体操・体操イベント

・活動 登録団体が行うイベントに協会として出席する。

第3章

(会費及び額)

第7条 各登録団体は何度当初(4月)に、一団体につき5000円の会費を納入する。

第4章 役員

第8条 1、役員については、この協会を運営するにあたり、次の役員を置き役員会を組織する。

- | | | | |
|------|----|-----------|-----|
| ・代表 | 1名 | ・会計 | 1名 |
| ・副代表 | 2名 | ・事務局 | 1名 |
| ・監査 | 1名 | ・イベントスタッフ | 必要数 |

2、任期は5年とし、再選は妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は本協会の運営に関わる諸事項を協議する。

第5章 総会

(開催・招集)

第10条 ・各年度に1回、行うものとし、開催時期は4～5月の間とする。

また、出席者は役員・スタッフ、登録団体代表1名とする。

(総会での決定事項)

第11条 ・規約及び細則の制定または改廃や事業計画や予算決算の認定に関する事、事業計画や予算決算の認定に関する事、および代表が特に重要と認める事項に関する事とする。

第12条 定数の2分の1以上の出席がなければ総会を開くことは出来ない。ただし、委任状の提出によって出席に代えることができる。

第13条 総会における議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 会計

(経費)

第14条 運営に関わる経費は次に挙げたものとする。

- ・イベント運営費・お祝い
- ・スタッフ等への報償費(交通費を含む)またはその補助に充てる。
- ・その他雑費

(会計年度)

第15条 会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終了する。

第7章 附則

第16条 本規約は、この協会の成立の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
2024年 6 月14日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地: [REDACTED]	
団 体 名: あつぎストリートフェス実行委員会	
代 表 者 名: 望月 翔太	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	あつぎストリートフェス
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☒ 1 年目 ☐ 2 年目 ☐ 3 年目
4 事業概要	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。
5 事業実施期間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで
6 事業費総額	2,110,000円
7 市が負担する額	1,810,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☐ 団体の会計書類 ☐ その他() ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名: [REDACTED] 電話番号: [REDACTED]

企画書

1 事業の分野	☐ 保健・医療・福祉 ☐ まちづくり ☐ 環境保全 ☐ 地域安全 ☐ 国際協力 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 科学技術の振興 ☐ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 非営利活動支援 ☐ 社会教育 ☒ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 災害救助 ☐ 人権・平和 ☐ 男女共同参画 ☐ 情報化社会 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 消費者保護 ☐ その他（ ）
2 事業の目的・必要性	音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。また、本事業を展開することで、市内外からプロのミュージシャンを目指す若者たちが集まり、厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待される。
3 事業の内容	市内で活動している方はもちろん、路上ライブ界隈のSNS等で知名度があり、市外で活躍している若手アーティストに、厚木で路上ライブを開催する事が、魅力的な選択肢の一つになるように、定期的にライブを開催する。
4 実施場所	中町花の公園（厚木市中町2丁目914 - 1）
5 期待される効果・成果	中町花の公園で定期的にライブを開催する事で、厚木市の音楽文化の普及向上が図られ、アーティストを目指す若者が集まり、市内外から厚木市が音楽の新たな聖地として認知されることが期待できる。 また、路上ライブという性質上、運営スタッフとの距離感が近いことから、音響担当や物販担当等のアーティスト以外の音楽業界での仕事に興味を持つきっかけになることが期待できる。 さらに、昨今厚木市内の公園に屯している高校生や大学生を、運営に協力できるように巻き込む事で、エネルギー溢れた若者たちのパワーを市の事業へ寄与させることで、達成感を味わってもらい、自分の存在やエネルギーによって感謝される喜びを感じるきっかけにもつなげていく効果が期待される。
6 役割分担	提案者の役割 花の公園でのライブの企画・運営 路上ライブ出演者の誘致及び選定 チラシ等の作成 市の役割 市内公共施設等への企画の周知 会場の確保
7 自主財源確保に向けた取組	2年目からは引き続き、中町花の公園にて路上ライブを開催し、協力団体、企業におけるスポンサーを募るとともに、広告バナーを募集するなど、自主財源を確保することにより、4年目より自主運営に移行する。

8 事業計画 収支計画	2025年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・ 収入 2,110,000円 - うち市負担金 1,810,000円 - うち自主財源 300,000円 - 内訳：企業からの協賛金 / 300,000円 ・ 支出 2,110,000円
	2026年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・ 収入 2,110,000円 - うち市負担金 1,629,000円 - うち自主財源 481,000円 - 内訳：企業からの協賛金 / 481,000円 ・ 支出 2,110,000円
	2027年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・ 収入 2,110,000円 - うち市負担金 1,448,000円 - うち自主財源 662,000円 - 内訳：企業からの協賛金 / 662,000円 ・ 支出 2,110,000円
	2028年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・ 収入 2,110,000円 - うち市負担金 0円 - うち自主財源 2,110,000円 - 内訳：企業からの協賛金 1,000,000円 - バナー等への広告掲載 1,110,000円 ・ 支出 2,110,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	路上ライブ開催に向けた準備
5月	路上ライブ開催に向けた準備、出演者の申し込み受付
6月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
7月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
8月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
9月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
10月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
11月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
12月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
1月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
2月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）
3月	中町花の公園で「路上ライブ」実施（月1回程度）

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,810,000	
事業収入			
	小計(B)		
団体負担金等(C)		300,000	協賛金
合計(D)=(A)+(B)+(C)		2,110,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報酬費	200,000	ライブの開催10回×20,000円 1名（プロデューサー）
	人件費	60,000	ライブの開催10回×（3,000円×2名）
	印刷製本費	130,000	チラシ10,000枚 20,000円 ポスター100枚 10,000円 会場掲出用バナー制作2枚 100,000円
	使用料及び賃借料	1,200,000	ライブの開催10回×120,000円 ・機材レンタル代（オペレーター代含む） 100,000円×10回 ・テント長テーブルレンタル代10,000円×10回 ・車両費 10,000円×10回
	通信運搬費	150,000	予約システム構築費用 150,000円/年間
	備品購入費	70,000	バナー設置用台座 / 25,000円×2 スタンド看板(入口用) / 20,000円
	小計(a)	1,810,000	
支援対象外経費	広告宣伝費	300,000	S N S や W e b 上での広告掲載
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		2,110,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

あつぎストリートフェス実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、あつぎストリートフェス実行委員会（以下「委員会」という。）という。

(所在)

第2条 委員会の事務所は、神奈川県厚木市 [REDACTED] に置く。

(目的)

第3条 委員会は、音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) あつぎストリートフェス（路上ライブ）に関する事業
- (2) その他目的達成に必要な事業

(委員会)

第5条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。なお、委員会は必要に応じて委員の数を増やすことができる。

(役員及び職務)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人、主務・会計1人、主務補佐1人、監事1人の役員を置く。

- 2 委員長、副委員長、主務・会計、主務補佐、監事は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 主務・会計は、予算の執行及び経理を行う。
- 6 主務補佐は、主務・会計を補佐する。
- 7 監事は、実行委員会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、次の事項を協議し決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他必要な事項

3 委員長は、必要に応じて専門家等を会議に出席させ、助言等を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

附 則

この規約は、会の成立の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
令和6年6月14日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地 XXXXXXXXXX	
団 体 名 厚 木 ま ゆ の 会	
代 表 者 名 藤 代 瞳 子	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事業名	タンスに眠る帯や着物を活かしたりメイク活動 (SDGs)
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☒ 1年目 ☐ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	日本の伝統衣装でありながら、日常的に着る機会がなくなった着物や帯はいまや大量に焼却処分されているのが現状です。 「厚木まゆの会」は、高齢化がすすむ「裁縫好き」な市民と、「着物や帯の文化」を愛する幅広い年代の市民と一緒に活動しながら、タンスに眠ったままの着物や帯を持ち寄り、ポーチや小銭入れ・ポシェットなどの小物やバッグを製作し、厚木市内のマルシェで販売していく事業です。 古くから、横浜までの絹糸を運ぶ「シルクロード」として栄えた厚木に眠る着物や帯の美しさと、手仕事の楽しさを市民の皆さんと再発見し、生きがいづくり・居場所づくりに繋げるのももちろんのこと、地域の資源である着物や帯を捨てずに活かすSDGsを同時に実現します。
5 事業実施期間	2025年 4月1日から 2028年 3月31日まで
6 事業費総額	516,500円
7 市が負担する額	411,900円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 事業スケジュール ☒ 収支予算書 ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会員名簿 ☐ 団体の会計書類 ☐ その他 ()
9 担当者連絡先	氏 名 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX

企画書

1 事業の分野	☐ 保健・医療・福祉 ☐ 社会教育 ☐ まちづくり ☒ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 環境保全 ☐ 災害救助 ☐ 地域安全 ☐ 人権・平和 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会 ☐ 科学技術の振興 ☒ 経済活動の活性化 ☒ 職業能力開発・雇用機会 ☐ 消費者保護 ☒ 非営利活動支援 ☐ その他（ ）
2 事業の目的・必要性	日本の伝統衣装でありながら、日常的に着る機会がなくなった着物や帯は、今や大量に焼却処分されているのが現状です。 また、「モノを捨てずに活かす」ことに長け、裁縫が必修だった世代の女性たちは高齢化がすすみ、来年2025年には厚木市の65歳以上の高齢者数は5万9020人。高齢化率は26.9%となると試算されていることから、「衣類を繕いながら活かす」文化も遠くなりつつあります。 この現状を少しでも食い止め、かつて【シルクロード】とも異名をとった厚木で、「着物や帯の文化」をふたたび見直すために、「厚木・まゆの会」は、活動を行います。 主催者は、厚木生まれ・厚木高校卒の藤代。愛川町の製糸工場の跡取り娘を祖母に持つ藤代は、祖母の影響で、絹（着物や帯）の文化に深い愛着があるため、お針子さんたちと帯と着物をリメイクする活動を2022年にスタートしました。 絹の文化の一翼を担った「厚木市だからこそ」の活動として、着物文化に興味のある市民と、裁縫が得意で「着物や帯」のリメイクに興味がある多様な世代の市民が、タンスに眠ったままの着物や帯を活かしてリメイク作品を製造・販売することで ・市内で処分される着物や帯を減らし(SDGs) ・絹織物や手仕事の美しさを再発見しながら ・世代を超えた市民同士の交流を生み ・地域コミュニティを活性化します 古くからの商都、厚木に眠る着物や帯の美しさを市民と再発見し、着物や帯はもちろん、広く市民のもつ裁縫技術が継承されます。
3 事業の内容	「厚木・まゆの会」は、 1) 市民の手元で眠ったままになっている着物や帯の寄付を受付け 2) 寄贈主からヒアリングした内容と写真をアーカイブしつつ 3) 帯や着物の文化に興味をもつ市民と一緒に 4) 市内の公民館を中心とした活動場所 5) 着物や帯を、バッグや小物・ひいては洋服を製作し 6) 厚木市内のマルシェで販売していく事業です

4 実 施 場 所	(製作)アミュー厚木・市内公民館 (販売)厚木市内の各種マルシェ・イベント
5 期 待 さ れ る 効 果 ・ 成 果	幅広い世代の市民が「着物や帯」に愛着をもつことは、かつて横浜港まで続く「絹糸の道＝シルクロード」の拠点として名をはせた厚木市の歴史と文化を再認識することにつながります。 また、市民が帯や着物のリメイクを楽しむ中で、手仕事のすばらしさを感じれば、市民の活動として大きく育ち、高齢世代の手仕事として生きがいになります。ゆくゆくは「お針子の多い町」として国内の縫製仕事を請け負える可能性もあります。
6 役 割 分 担	提案者の役割 ・魅力的な活動企画 ・市民のネットワークづくり ・外部講師とのスケジュール・謝礼調整 ・寄贈帯・着物の適正な管理 ・継続的な活動のための企画 ・収支管理 市の役割 ・活動の周知(広報あつぎへの掲載・地区社協さん他) ・市内公民館はじめ公的施設の予約・手配 ・市内販売先(マルシェほか)の紹介
7 自 主 財 源 確 保 に 向 け た 取 組	・帯バッグ・帯ベルトを市内のマルシェで販売するほか ・市内店舗でも販売先を探していきます。 ・当会で研鑽を積んだメンバーが、市内外でひろく講師をつとめる際の講師料や、企業ノベルティ、イベント用の製作物など、依頼される作品の代金を収入源としていくことができます。

8 事 業 計 画 収 支 計 画	初年度 (令和7年)	事業内容	●活動の周知 ●帯や着物のご寄付募集開始 ●集まった帯や着物のアーカイブ ●外部講師による講習会(ワークショップ)6回実施 ●市内マルシェ出店1回
		収支予算	・収入 646,500 円 (講習会参加費1000円×120名) 市負担金 416,900円 自主財源 99,600円 支出 516,500円 別紙収支予算書参照ください
	次年度 (令和8年)	事業内容	●継続的な活動の周知 ●帯や着物のご寄付募集 ●集まった帯や着物のアーカイブ ●外部講師による講習会(ワークショップ)年6回実施 ●アーカイブ帯の資料化

			● 作品展示会 ● 市内マルシェ出店2回 ● メンバーの講師デビュー
		収支予算	・収入 円 (講習会参加費1000円×180名) うち市負担金 円 うち自主財源 円 内訳 円 円 ・支出 円
	3年目 (令和9年)	事業内容	● 継続的な活動の周知 ● 帯や着物のご寄付募集 ● 集まった帯や着物のアーカイブ ● 外部講師による講習会 (ワークショップ)年6回実施 ● アーカイブ帯の資料書籍化 ● 作品展示会 ● 市内マルシェ出店3回
		収支予算	・収入 円 (講習会参加費1000円×200名) うち市負担金 円 うち自主財源 円 内訳 円 円 ・支出 円

事業スケジュール

時期	内容
令和7年 4月	○活動スタートノ帯とキモノ・帯締めのご寄付を募る告知開始 ○役員・スタッフ顔合わせ
5月	●帯とキモノ・帯締めの寄付品を持ち寄る会 (アミューあつぎを希望します) ・お預かりした品は撮影してアーカイブ(撮影・記録) ・参加者にリメイクの実例もお見せして興味をもってもらう ・洋服の上から着物を羽織ってみる「かんたん着付け体験」も開催 ○ワークショップ開始に向けてスタッフミーティング
6月	ワークショップ 参加者20名を目標にアミュー厚木で開催希望・スタッフ3名。 講師はヴォーグ学園の認定講師・岡田桂子さん(詳細下記) 【岡田 桂子(おかだ・けいこ)】 衣装製作、服飾デザイナーを経て 2017年より『服のかたちデザイン』スタート ハンドメイド関連の書籍に作品掲載多数。 主な著書に『挫折しない！子ども服レッスンBOOK』・ 『赤ちゃんのまいにち小物』日本ヴォーグ社 洋裁教室運営(熊本)、ヴォーグ学園講師(福岡) 岡田先生については、県下へ帰省するタイミングで講師を依頼 ○ワークショップの反省点をスタッフミーティング ○送付されてきた寄付帯のアーカイブ(撮影・記録)活動
7月	●帯とキモノ・帯締めの寄付品を持ち寄る会 (アミュー厚木を希望)...内容は同上
8月	ワークショップ 参加者20名を目標にアミュー厚木で開催希望・スタッフ3名。 講師はヴォーグ学園の認定講師・岡田桂子さん ○ワークショップの反省点をスタッフミーティング ○送付されてきた寄付帯のアーカイブ(撮影・記録)活動
9月	●帯とキモノ・帯締めの寄付品を持ち寄る会 (アミュー厚木を希望)...内容は同上

10月	ワークショップ 参加者20名を目標にアミュー厚木で開催希望・スタッフ3名。 講師はヴォーグ学園の認定講師・岡田桂子さん ○ワークショップの反省点をスタッフミーティング ○送付されてきた寄付帯のアーカイブ(撮影・記録)活動
11月	○次年度も視野に入れ、マルシェ出店に参加に向けて打合せ(出店計画/製作点数)
12月	ワークショップ 参加者20名を目標にアミュー厚木で開催希望・スタッフ3名。 講師はヴォーグ学園の認定講師・岡田桂子さん ○ワークショップの反省点をスタッフミーティング ○送付されてきた寄付帯のアーカイブ(撮影・記録)活動
令和7年 1月	ワークショップ 参加者20名を目標にアミュー厚木で開催希望・スタッフ3名。 講師はヴォーグ学園の認定講師・岡田桂子さん ○マルシェ開催に向けてスタッフミーティング ○送付されてきた寄付帯のアーカイブ(撮影・記録)活動
2月	ワークショップ 参加者20名を目標にアミュー厚木で開催希望・スタッフ3名。 講師はヴォーグ学園の認定講師・岡田桂子さん ○マルシェ開催に向けてスタッフミーティング ○送付されてきた寄付帯のアーカイブ(撮影・記録)活動
3月	厚木市内で、初めてのマルシェ出店【1】

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)	411,900	(a)411,900円×100%
収事 入業	参加費	ワークショップ参加費1000円×20名×6回
	マルシェ売上	1回目のマルシェでの販売目標額
	小計(B)	135,000
団体負担金等(C)	99,600	
合計(D)=(A)+(B)+(C)	646,500	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支 援 対 象 経 費	報償費	180,000	ヴォーグ学園認定講師1名10,000円/時 ×3時間×ワークショップ6回
	備品購入費	70,000	職業用マシン（中古）×2台
	消耗品費	30,000	マシン糸・接着芯・袋紐・バッグ金具ほか リメイク用部材代
	会場使用費	17,000	・（アミュー厚木会議室）300円×4時間×10日 ・マルシェ参加費：5,000円×1回
	人件費	54,000	ワークショップ当日（スタッフ3名） スタッフ1000円/時×3時間×3名×6回
	印刷製本費	5,900	・チラシ印刷費1000部 5,000円 ・ワークショップ当日資料コピー 10円×3部×30名=900円
	通信運搬費	60,000	・ご寄付帯・製作物市内運搬費（宅配便） （宅配便2000円）×月5回×6回
	小計(a)	416,900	
支 援 対 象 外 経 費	広告宣伝費	30,000	チラシデザイン費
	講師交通費	30,000	車代5,000円×6回
	飲食費	36,000	300円×ワークショップ（参加者20名用）飲 料・お茶菓子×6回
	保険料	3,600	ワークショップ時30円×20名×6回
	小計(b)	99,600	
合計(c)=(a)+(b)	516,500		

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

「厚木・まゆの会」規約

(名称)

第1条 当団体は、「厚木・まゆの会」と称する。

(目的)

第2条 当団体は、伝統的な繊維産業としての「絹織物」すなわち、市民に身近な着物や帯について、歴史や産業的価値を研究し、厚木市内外における着物文化の発展、ひいては郷土への愛着醸成に寄与するため、以下の活動を行う。

- (1) タンスに眠らせたまま不要になった着物や帯の「寄付」受付
- (2) 寄付していただいた帯や着物の資料化（写真撮影／インタビュー／文字化）
- (3) 寄付していただいた帯や着物を使ったリメイク活動
- (4) 和裁・洋裁のプロによる帯や着物のリメイク・ワークショップ
- (5) 帯や着物をリメイクした作品の販売
- (6) 帯や着物のリメイク技術の共有・発展
- (7) 着物や帯をはじめとし、地域の（物的・人的）資源を活かすその他活動

(主たる事務所の所在地)

第3条 当団体は、主たる事務所等を厚木市に置く。

(会長の員数)

第4条 当団体の会員数は、1名以上10名以内とする。

(会長の選任の方法)

第5条 当団体の会長の選任は、総員の議決権の過半数をもって行う。

(代表及び補佐)

第6条 当団体は、員が複数のときは、互選により、代表（会長）1名を選定する。

- ・当団体は、会長のほか、副会長及び監査、常任理事若干名を置くことができる。
- ・会長は、当団体を代表し、副会長は会長を補佐する。
- ・会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- ・その他の員は、当団体の業務を分担執行する。

(解散)

第7条 当団体は、会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(理事の氏名及び住所)

第8条 当団体の氏名及び住所は、別紙、構成員名簿のとおりである。

(規約に定めのない事項)

第10条 本定款に定めのない事項は、会において各自、誠意を持って議論し、決定するものとし、その他の法令の定めるところによる。活動に当たっては労務が生じる場合、相当な対価を付与する。無償化する場合は速やかに労務提供者間で協議する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

厚木市市民協働事業提案書	
2024年 7月 25日	
(宛先) 厚木市長	
住所又は所在地	
団 体 名 舞い星 (マイスター)	
代 表 者 名 小久保 和実	
厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。	
1 事 業 名	『At Atsugi』よさこいで厚木の活性化・PR事業(仮称)
2 提 案 の 区 分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提 案 年 数	☒ 1 年目 ☐ 2 年目 ☐ 3 年目
4 事 業 概 要	市制70周年に合わせ、よさこい踊りの新しい演舞曲『厚木ソーラン(仮称)』を作成し、市内外を問わず各地域のイベントで舞い星が演舞することにより、お客様と共に楽しさ・感動を分かち合い、厚木が更に煌めく元気ある楽しい街として全国に発信できればと思います。 (尚初年度後半以降は募集人数含め各地域のイベント出場、また市内各小中学校に振り落とし、R8年度以降の運動会などの行事に行われる、よさこい及びダンス披露の場面で『厚木ソーラン(仮称)』を演舞してもらうことを望んでおります)
5 事業実施期間	2025年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで
6 事業費総額	2000, 000円 (3年間合計3200, 000円)
7 市が負担する額	2000, 000円 (3年間合計3200, 000円)
8 添 付 書 類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☒ その他 () ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名 電話番号

企画書

1 事業の分野	■保健・医療・福祉 ■まちづくり □環境保全 □地域安全 □国際協力 ■子どもの健全育成 □科学技術の振興 □職業能力開発・雇用機会 □非営利活動支援 □社会教育 ■学術・文化・芸術・スポーツ □災害救助 □人権・平和 □男女共同参画 □情報化社会 ■経済活動の活性化 □消費者保護 ■その他（厚木の広報・宣伝活動）
2 事業の目的・必要性	神奈川県央の交通の要である商都厚木。 西に大山及び七沢・飯山などの温泉郷を抱え、東に相模川という自然豊かなこの地は『子育てNO1』にふさわしく発展を遂げてきましたが、観光文化に於いて市街からの観光客を誘致し、厚木の良さを知ってもらい、通過する街から留まる街にして行きたいとの思いと、更なる街の活性化の必要性を感じております。
3 事業の内容	よさこいの新しい演舞曲『厚木ソーラン（仮称）』を作成し、市内外を問わず各地域のイベントで演舞して、厚木のPRを図る。 次年度以降は厚木市内小中学校で行われる運動会などに於いて、『厚木ソーラン（仮称）』を演舞してもらう。 ・舞い星メンバー募集。 ・楽曲作成→振り付け→チーム内展開→イベントで披露（PR） ・初年度後半イベント出場・福祉施設等慰問、市内各小中学校にて演舞指導。
4 実施場所	厚木市内外
5 期待される効果・成果	・保険・医療・福祉→介護施設等の慰問により入所者の笑顔作り。 ・まちづくり→ふるさと厚木として愛する街の創出・まちおこし。 ・子どもの健全育成→社会性・団体行動としての規律性を養う。 ・学術・文化・芸術・スポーツ→市民健康作りと新文化の創造。 ・経済活動の活性化→集客による、賑わい創出。 ・その他→厚木のPR、広報活動。『市民誰もが主役』
6 役割分担	提案者の役割 ・新規メンバー募集・『厚木ソーラン（仮称）』の演舞曲の作成・振り付け等の提案、仕様調整と演舞曲・振り付け完成。 ・イベント出場 ・市内各小中学校への演舞指導。 市の役割 ・舞い星、新規メンバー募集（チラシ・広報など） ・事業の市関係者・学校関係者等への周知徹底。 ・事業のための経費負担（演舞曲作成費・振り付け費・PR費・衣装等の購入費・音響関係備品など、その他運営費など）
7 自主財源確保に向けた取組	募集によって集まった会員は既存会員と同等の月会費（1,500円/1人）徴収により、運営費を捻出していく。

8 事業計画 収支計画	R7年度	事業内容	・ 舞い星メンバー募集 ・ 演舞曲の作成。 ・ イベント出場 ・ 福祉施設慰問等
		収支予算	・ 収入 2,000,000円 - うち市負担金 2,00,000円 - うち自主財源 0円 - 内訳 0円 0円 ・ 支出 2,00,000円
	R8年度	事業内容	・ イベント出場 ・ 遠征費 ・ 福祉施設等慰問
		収支予算	・ 収入 1,150,000円 - うち市負担金 1,150,000円 - うち自主財源 0円 - 内訳 0円 0円 ・ 支出 1,150,000円
	R9年度	事業内容	・ イベント出場 ・ 福祉施設等慰問 ・ 各市内小中学校の『厚木ソーラン（仮称）』の定着と運動会等のイベントのフォロー。
		収支予算	・ 収入 50,000円 - うち市負担金 50,000円 - うち自主財源 円 - 内訳 円 - 円 ・ 支出 50,000円
	R10年度	事業内容	・ イベント出場 ・ 福祉施設等慰問 ・ 各市内小中学校の『厚木ソーラン（仮称）』の定着と運動会等のイベントのフォロー。
		収支予算	・ 収入 360,000 円 - 内訳 会費15,00円 × 人数20名 × 12ヶ月 = 36,0000 360,000円 ・ 支出 220,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール（初年度）

時期	内容
4月	・舞い星メンバー募集 ・演舞曲作成依頼
5月	・舞い星メンバー募集 ・演舞曲作成
6月	・舞い星メンバー募集 ・演舞曲作成
7月	・舞い星メンバー募集 ・演舞曲作成 & 振り付け作成依頼
8月	・舞い星メンバー募集 ・振り付け作成
9月	・舞い星メンバー募集 ・振り付け作成
10月	・舞い星メンバーへの展開 ・各地域イベント出場・福祉施設慰問等（伊勢原道灌祭り参加）
11月	・各地域イベント出場・福祉施設慰問等（真鶴大漁よさこい参加）
12月	・各地域イベント出場・福祉施設慰問等 （平塚スターライトフェスティバル参加） ・市内各小中学校の演舞指導
1月	・各地域イベント出場・福祉施設慰問等（伊セハライチ参加） ・市内各小中学校の演舞指導
2月	・各地域イベント出場・福祉施設慰問等（愛川町マルシェ参加） ・市内各小中学校の演舞指導
3月	・各地域イベント出場・福祉施設慰問等（山北さくら祭り参加） ・市内各小中学校の演舞指導

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		3,200,000円	演舞曲作成・振り付け代・衣装代、備品、活動費、諸雑費、遠征費など。（詳細別紙）
事業収入			
	小計(B)		
団体負担金等(C)			
合計(D)=(A)+(B)+(C)		3,200,000円	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	備品等購入費	1,350,000円	衣装(30)・鳴子・太鼓(3)・大旗(2)、音響関係
	報奨日	500,000円	楽曲作成・歌入れ・振り付け代
	人件費	1,200,000円	高知・札幌の二大イベント遠征費（各10名）他県内イベントの活動費。
	通信運搬費等	150,000円	資料印刷代、通信費等。
	小計(a)	3,200,000円	
支援対象外経費			
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		3,200,000円	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

初年度

	項目		単価	個数	合計	
報奨費	演舞曲	楽曲作成（歌含む）	¥300,000	1	¥300,000	¥500,000
		振り付け	¥200,000	1	¥200,000	
備品等購入費	衣装関係	衣装	¥35,000	20	¥700,000	¥1,080,000
		大旗	¥100,000	2	¥200,000	
		太鼓	¥50,000	3	¥150,000	
		鳴子	¥1,500	20	¥30,000	
	音響	PA	¥150,000	1	¥150,000	¥250,000
		スピーカー	¥70,000	2	¥100,000	
	他音響関係	マイク、コード等	¥30,000		¥20,000	¥20,000
通信運搬費	諸雑費	資料印刷代	¥30,000		¥30,000	¥50,000
		通信費等	¥20,000		¥20,000	
人件費	遠征費	その他イベント	¥20,000	5イベント	¥100,000	¥100,000
					¥2,000,000	

2年目

	項目		単価	個数	合計	
人件費	遠征費	その他イベント	¥20,000	5イベント	¥100,000	¥1,100,000
		高知よさこい（8月）	¥500,000	10名	¥500,000	
		札幌よさこい（6月）	¥500,000	10名	¥500,000	
通信運搬費	諸雑費	資料印刷代	¥30,000		¥30,000	¥50,000
		通信費等	¥20,000		¥20,000	
					¥1,150,000	

2年合計 ¥3,150,000

3年目

	項目		単価	個数	合計	
通信運搬費	諸雑費	資料印刷代	¥30,000		¥30,000	¥50,000
		通信費等	¥20,000		¥20,000	
					¥50,000	

3年合計 ¥3,200,000 ¥3,200,000

舞い星（マイスター）会則

- 1．本会の名称
 - ・名称は、厚木よさこいチーム 舞い星（マイスター）という。
- 2．本会の目的と活動
 - ・会員相互の親睦を深め、演舞技術の向上を目指し、よさこいの楽しさを広げることを目的とするとともに、地域社会の貢献に寄与する。
- 3．本会の運営
 - ・会員と準会員とで構成する。
 - ・全員参加の話し合いで本会を運営する。
（ただし、小学生以下の子どもについては、話し合いへの参加を免除する。）
 - ・代表者、会計等、各担当係を置く。
各担当係は、役員改選があるが、代表者は、演舞曲の権利の問題上、会存続までとする。
ただし、代表者の個人的な事情などにより、代表者の責務の継続が難しい場合、代表者の判断と会員の承認のもと、代表の任を移譲することができる。
 - ・代表者は、本会を解散する権利を有する。
- 4．総会
 - ・3月に総会を開催し、活動報告・会計報告・役員改選を行う。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 5．入会・退会
 - ・国籍・性別・経験の有無を問わず、誰でも入会できる。
 - ・入会の時期は、問わない。
 - ・入会金は無し。会費は、中学生以上は、1ヶ月1500円（500円/月は新衣装代等の積み立てとする）
小学生以下は1ヶ月500円とする。（入会月は無料とする。また未就学児は会費は徴収しない）
 - ・準会員は、1回の練習毎に参加費250円を支払う。
 - ・会員が準会員で入会するかどうかは、代表者と相談の上、決めることができる。
 - ・何らかの理由で、練習に参加できなくなった場合は、その旨を代表者に連絡して退会することができる。
 - ・退会后、半年間は入会できない。
 - ・1ヶ月以上連絡なく、練習に不参加で、会費未納の場合は、退会とする。
 - ・体調不良や家族の都合などで一定期間休む場合は休会扱いとする。また休会扱い申請は代表に直接申し込みを行う。
（申し出の次月より会費は集金しない）

舞い星（マイスター）会則

6．財政

- ・会費は、会場費・事務費など、本会運営に必要なことに使用し、総会で会計報告を行う。
- ・本会の活動で謝礼等をいただいた場合は、収入として会計へ収支の計上をする。
- ・衣装代やイベント参加費など、会費とは別に臨時に集金をすることもある。

7．練習

- ・月4回の定例練習と必要に応じた自主練習や合同練習を行う。
- ・定例練習は原則として、土曜日16：00～18：00に毛利台小学校体育館で行う。
- ・ビジター制を取り入れる。（他チームのメンバーも準会員扱いで、練習に参加できたり、舞星（マイスター）としてイベントに参加できたりする。ただし、指導者として依頼した場合は、参加費は徴収しない。
- ・練習欠席時はグループラインにその旨を連絡する。
- ・練習時はスマホ閲覧・私語を控える。

8．その他

- ・スポーツ保険などは、必要に応じて、各自入っておく。
- ・本会の目的や活動から逸脱した行為をした場合、協議の上で退会処分をとる。逸脱行為とは、舞星のイメージを著しく傷つけるような言動や行為。又は、**個人を誹謗中傷する言動や行為**などをいう。
- ・全体に関わることについては、事前に情報を共有したり、協議を重ねたりして決定していく。
あくまでも舞い星の目的から逸れないように、チームとしての視野を持って相互理解を図る。
- ・その場で判断でき、事後報告で済む案件は、代表者の裁量に委ねる。
- ・衣装はチーム脱退後はチームに買い取って貰い返却とする。（値段に於きましてはその時点で交渉とする）
- ・舞星名入り新鳴子は貸し出しとする。（破損等の場合は代表に申し出し、補償とする）
- ・イベント参加については新メンバーは一定期間の練習をしてからの、演舞指導者の判断のもとイベント参加となる。

舞い星 会計

[illegible]

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール（2年目）

時期	内容（舞い星とコラボしての活動予定：通年）
4月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（厚木さくら祭り参加） ・市内各小中学校の演舞指導
5月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（厚木緑の祭り参加） ・市内各小中学校の演舞指導
6月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（愛川町のマルシェ参加） ・市内各小中学校の演舞指導
7月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（海老名よさこい参加） ・市内各小中学校の演舞指導
8月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（厚木ダンスレジェンド参加） ・市内各小中学校の演舞指導
9月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（相模原よさこい参加） ・市内各小中学校の演舞指導
10月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（伊勢原道灌祭り参加） ・市内各小中学校の演舞指導
11月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（真鶴大漁よさこい参加） ・市内各小中学校の演舞指導
12月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（平塚スターライトフェスティバル参加） ・市内各小中学校の演舞指導
1月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（伊セハライチ参加） ・市内各小中学校の演舞指導
2月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（愛川町マルシェ参加） ・市内各小中学校の演舞指導
3月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（山北さくら祭り参加） ・市内各小中学校の演舞指導

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール（3年目）

時期	内容（舞い星とコラボしての活動予定：通年）
4月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（厚木さくら祭り参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
5月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（厚木緑の祭り参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
6月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（愛川町のマルシェ参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
7月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（海老名よさこい参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
8月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（厚木ダンスレジェンド参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
9月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（相模原よさこい参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
10月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（伊勢原道灌祭り参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
11月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（真鶴大漁よさこい参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
12月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（平塚スターライトフェスティバル参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
1月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（伊セハライチ参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
2月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（愛川町マルシェ参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露
3月	・各地域のイベント参加、福祉施設訪問など（山北さくら祭り参加） ・各小中学校での運動会などのイベントで披露

令和 7 年度厚木市市民協働提案事業 第二次審査当日の日程

- 1 日時 令和 6 年 10 月 3 日（木）午前 9 時 30 分から
- 2 場所 あつぎ市民交流プラザ 7 階 ミュージックルーム 701
ミュージックルーム 1
- 3 提案団体によるプレゼンテーション
 - （ 1 ） 1 年目の事業（ 5 分程度）
 - （ 2 ） 2 年目以降の事業（ 10 分程度）
 - （ 3 ） 審査委員からの質疑（ 10 分程度）

4 スケジュール

時 間	内 容
9 : 3 0	第二次審査について（事前確認）【ルーム 701】
9 : 4 0	開会（第二次審査）【ミュージックルーム 1】
9 : 4 5	●カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト 2025 （団体名：一般社団法人あつぎ市民発電所）
1 0 : 0 0	●あつぎ夢プロジェクト （団体名：あつぎ夢プロジェクト）
1 0 : 1 5	●厚木かるた大会 （団体名：一般社団法人あつぎものしり委員会）
1 0 : 3 0	●ハーモニカのまち厚木 （団体名：厚木ハーモニカ委員会）

時 間	内 容
10 : 45	●多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業 (団体名：特定非営利活動法人多言語広場CELULAS)
11 : 00	休憩
11 : 10	●トッパスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。 (団体名：厚木市体操協会)
11 : 30	●あつぎストリートフェス (団体名：あつぎストリートフェス実行委員会)
11 : 50	●タンスに眠る帯や着物を活かしたリメイク活動 (SDGs) (団体名：厚木まゆの会)
12 : 10	●『At Atsugi』よさこいで厚木の活性化・PR事業(仮称) (団体名：舞い星 (マイスター))
12 : 30	休憩
12 : 40	第二次審査の結果取りまとめ【ルーム701】

審査委員氏名

委員

団体名		採点結果
提案事業名		可 ・ 否

【二次審査項目】

No.	項目	審査のポイント	点数
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。	/ 5
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。	/ 5
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。	/ 5
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。	/ 5
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。	/ 5
6	団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。	/ 5
合計			/ 30

18点以上を可とする。

■ 配点基準

評価	非常に 評価できる	十分に 評価できる	評価できる	評価できるが 不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

意見等(1点又は5点の採点がある場合は、その理由を御記入ください。)